



JAバンク山口信連の概況
2007
DISCLOSURE



INDEX

ごあいさつ.....	1
【JAバンクの概要】	
●JAグループ・JAバンクの概要	2
●JAバンクシステム.....	3
●JAバンク山口の主な商品・サービス.....	5
【当会の考え方】	
●当会の経営理念と経営方針	8
●コンプライアンス(法令等遵守)への取り組み	9
●リスク管理の状況	10
【業績】	
●当会の業績	13
●トピックス	14
【社会的責任と貢献活動】	15
【組織】	
●当会の概要	16
●役員・機構	17
●沿革・歩み	18
【事業】	
●事業のご案内	19
●手数料一覧	21
【資料編】	23



経営管理委員会会長
國澤是篤



代表理事理事長
山本伸雄

ごあいさつ

皆さまには、平素よりJAバンク山口信連をお引き立ていただきまして、厚くお礼申し上げます。

当会は昭和23年の設立以来、JAと共に地域に密着し、山口県の豊かな自然と農業を守り育てることを通じて、社会や産業の発展に貢献できる地域金融機関を目指した事業を展開してまいりました。

本年も当会に対するご理解を一層深めていただくために、当会の最近の業績や業務内容についてまとめた小冊子を作成いたしました。皆さまのご参考としていただき、より一層のご理解を賜れば誠に幸甚に存じます。

わが国の経済は、世界経済の成長を背景に底堅く推移しており、緩やかな景気拡大ながらも拡大期間は「いざなぎ景気」を超え戦後最長となっております。

また、金融機関を取り巻く環境につきましては、大手行、今秋誕生するゆうちょ銀行との競争激化、「金利の正常化」による金融政策、新BIS規制・内部統制監査導入等によるリスク管理態勢の高度化が求められるなど、金融機関の淘汰が進むことが予想され、大きな転換期を迎えております。

このような状況下、組合員をはじめとする利用者・会員JAのご理解のもと、安定収益の確保ならびに財務体質の強化に努めた結果、昨年度並みの実績をあげることができました。

これはひとえに、ご利用いただいている皆さまや会員JAのご支援ご愛顧の賜物と深く感謝申し上げます。

JAバンクグループは「JAバンク基本方針」に基づき、全国のJA・信連・農林中央金庫の総合力を結集し、実質的に「一つの金融機関」として機能していくことで、組合員・利用者の皆さまへの良質で高度な金融サービスの提供を目指してさらなる飛躍を図ることとしており、当会においても今年度は新たな中期経営計画（平成19年度～平成21年度）を策定し、JAグループ山口のビジョンの実現のため、事業の展開を進めることといたしております。

これからも、JAバンクの一員として、皆さまの負託に応えられるよう役職員一丸となって邁進する所存でございます。

何卒、今後とも一層のご支援ご愛顧を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

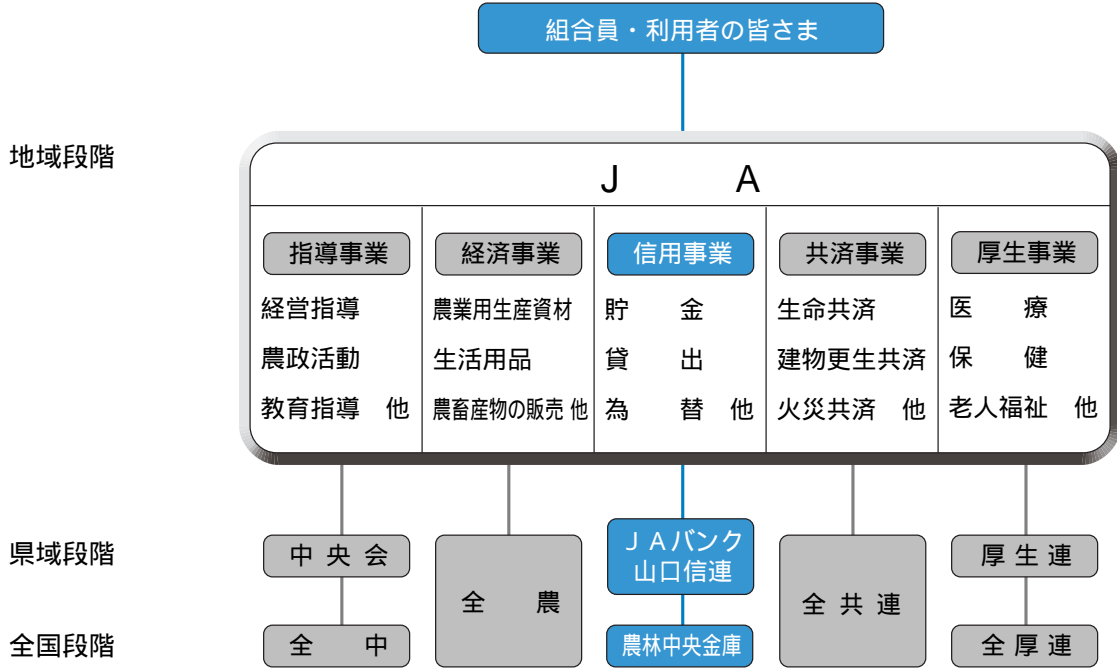
平成19年7月

経営管理委員会会長 國澤是篤
代表理事理事長 山本伸雄



JAグループ・JAバンクの概要

JAグループとは



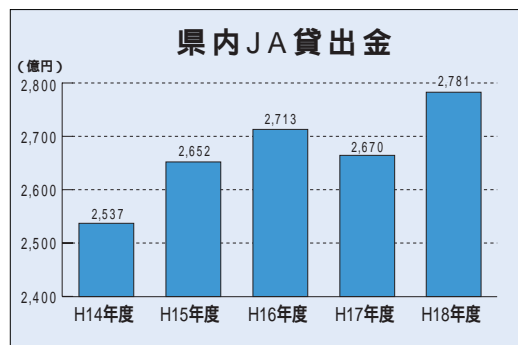
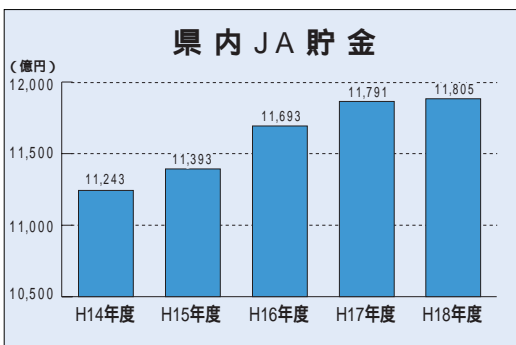
JAグループとは、地域段階のJA、都道府県段階の中央会・連合会、全国段階の中央会・連合会等で構成する協同組織であり、農家をはじめとする組合員組織を基盤に、指導・経済・信用・共済・厚生などの事業を展開しています。

JAバンクとは

JAバンクとは、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、安心して便利な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的に一つの金融機関として活動しています。

県内JAの概況

JAバンク山口では「選ばれるJAバンク」を目指し、「信頼・貢献・改革」の基本姿勢のもと、顧客基盤の拡充に取り組みました。その結果、平成18年度末の県内JA貯金残高は1兆1,805億円、対前年比+0.1%と伸び悩みましたが、県内JA貸出金残高につきましてはJAバンクローンの伸長が寄与し2,781億円、対前年比+4.2%と大幅な伸びとなりました。

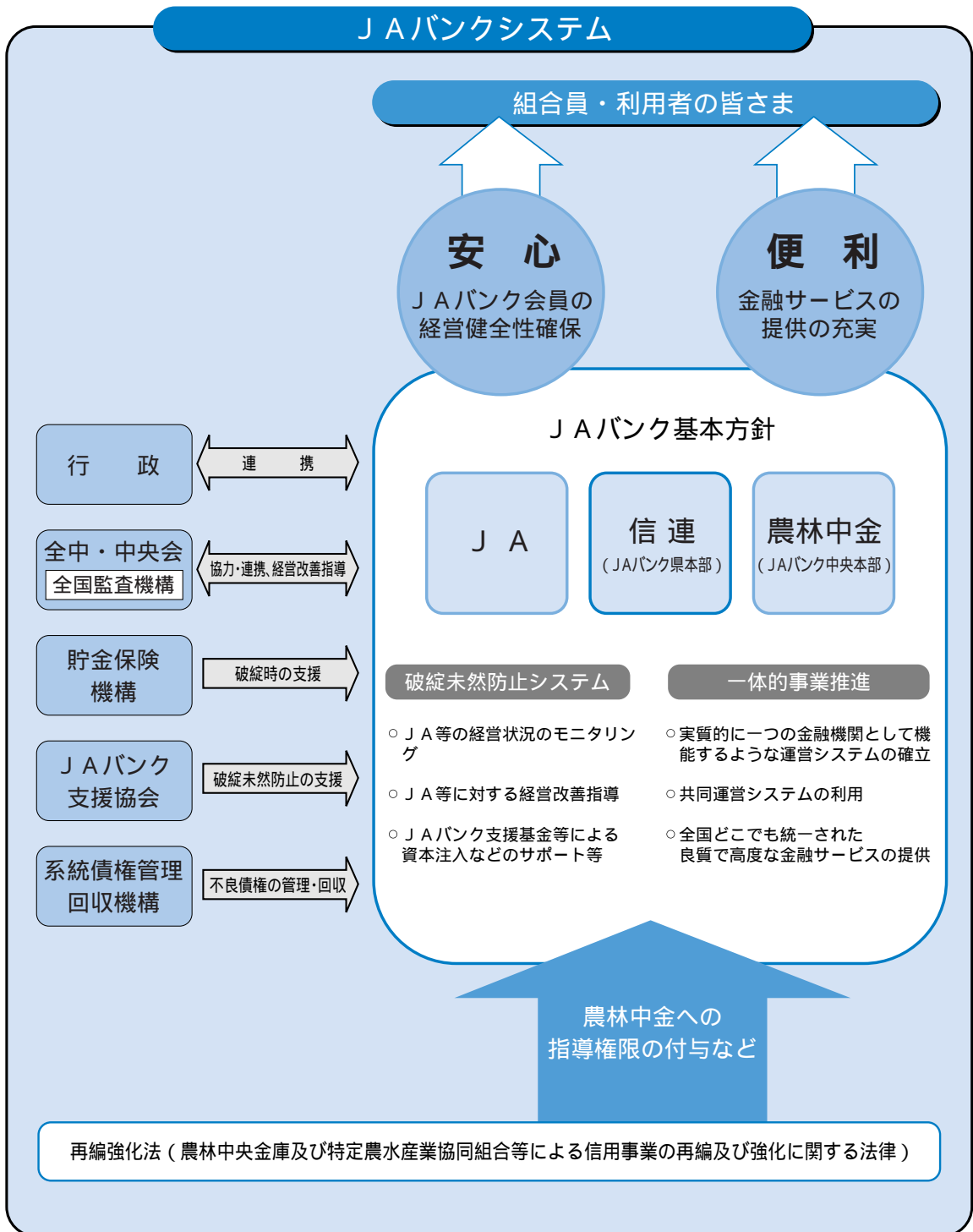




JAバンクシステム

組合員・利用者の皆さまにとって、より安心して便利なJAバンクとなるため、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に基づき、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）の総意として「JAバンク基本方針」を制定しました。

このJAバンク基本方針に基づき、全国のJA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。JAバンクシステムは、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業推進」の2つの柱で成り立っています。



安心

JAバンク・セーフティーネット

JAバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティーネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安心をお届けしています。

JAバンク・セーフティーネット

破綻未然防止システム

破綻未然防止のための
JAバンク独自の制度

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、

個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見

経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施

全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入

などを行います。



貯金保険制度

貯金者等保護のための
公的な制度

JA・信連・農林中金等が加入している、貯金者等保護のための公的な制度です。

万が一、JAが経営破綻し貯金等の払戻しができなくなった場合などに、JAなどから徴収された保険料を原資に、貯金等を一定の範囲で保護します。

「貯金保険制度」による貯金者保護の仕組みは、銀行・信金・信組・労金などが加入している「預金保険制度」と基本的に同様です。

便利

金融サービスの提供の充実

JAバンクでは貯金のみならず、住宅ローンなどの各種ローン、国債、投資信託、確定拠出年金などの商品を豊富にラインアップしています。また、いつでもどこでもお手軽にサービスがご利用いただけるように、JAネットバンクをはじめ、各金融機関との提携拡大によるJAキャッシュカードの利便性向上など、組合員・利用者の皆さまにとってより便利なサービスの提供を目指しています。



JAバンク山口的な商品・サービス

【貯 金】

種 類	特 色	期 間 等	単 位 等	
総合口座	<ul style="list-style-type: none"> 個人のお客様専用の商品です。 普通貯金に定期貯金・定期積金をセットすることで、万が一普通貯金残高が不足した場合でも、定期貯金・定期積金残高の90%（最高300万円）まで自動的にご利用させていただきます。 「受取る・支払う・貯める・借りる」の機能を備えた便利な口座です。 	期間の定めはありません。	ご融資利率は、セットされた定期貯金の利率プラス0.5%、定期積金の利回りプラス0.7%です。	
当座貯金	<ul style="list-style-type: none"> お支払いには安全で便利な小切手・手形をご用意します。 無利息です。 	期間の定めはありません。	1円以上、1円単位	
普通貯金	<ul style="list-style-type: none"> いつでも、いくらでも自由にお預入れ、お引出しいただけます。 年金・給与・配当金などのお受取り口座、公共料金やクレジットカードのご利用代金などのお引落し口座としてご利用いただけます。 キャッシュカードでCD・ATMをご利用いただけます。 	期間の定めはありません。	1円以上、1円単位	
普通貯金（決済用口座）	<ul style="list-style-type: none"> 無利息型の「普通貯金」です。 貯金保険制度により全額保護されます。 	期間の定めはありません。	1円以上、1円単位	
貯蓄貯金	貯蓄貯金	<ul style="list-style-type: none"> 個人のお客様専用の商品です。 基準残高以上のお預入れをいただくことで、普通貯金より有利な運用が可能です。 キャッシュカードでCD・ATMをご利用いただけます。 各種資金のお受取り・お引落し口座としてご利用いただけません。 	期間の定めはありません。	1円以上、1円単位
	スーパー貯蓄貯金	<ul style="list-style-type: none"> 個人のお客様専用の商品です。 お預入れ残高に応じてより有利な運用が可能となる、6段階の金額階層別金利が設定されています。 キャッシュカードでCD・ATMをご利用いただけます。 各種資金のお受取り・お引落し口座としてご利用いただけません。 	期間の定めはありません。	1円以上、1円単位
通知貯金	<ul style="list-style-type: none"> まとまった資金の短期運用に有利です。 ご解約の2日前までにお申し出が必要です。 	期間の定めはありません。 (ただし7日間の据置期間が必要です。)	1万円以上、1円単位	
定期貯金	スーパー定期	<ul style="list-style-type: none"> 目的に応じた期間でご運用いただけます。 お預入れ時の金利が満期日まで変わらない固定金利の商品です。 個人のお客様でお預入れ期間が3年以上であれば、半年複利でご運用いただけます。 	1ヵ月以上5年以内	1円以上300万円未満、1円単位
	スーパー定期300	<ul style="list-style-type: none"> 300万円からお預入れいただける「スーパー定期」です。 	1ヵ月以上5年以内	300万円以上、1円単位
	期日指定定期貯金	<ul style="list-style-type: none"> 個人のお客様専用の商品です。 1ヵ月前までのお申し出により、満期日をご指定いただけます。 据置期間経過後は、元金の一部お引出しも可能です。 お預入れ時の金利が満期日まで変わらない固定金利の商品です。 1年複利でご運用いただけます。 	最長3年 (ただし、1年間の据置期間が必要です。)	1円以上300万円未満、1円単位
	大口定期貯金	<ul style="list-style-type: none"> 1,000万円以上の大口資金の運用に有利です。 お預入れ時の金利が満期日まで変わらない固定金利の商品です。 	1ヵ月以上5年以内	1,000万円以上、1円単位
	変動金利定期貯金	<ul style="list-style-type: none"> 市中金利の変動に伴い、金利が半年ごとに見直される変動金利の商品です。 個人のお客様でお預入れ期間が3年以上であれば、半年複利でご運用いただけます。 	1年以上3年以内	1円以上、1円単位
	積立定期貯金	エンドレス型	<ul style="list-style-type: none"> ご進学、ご旅行など、目的に合わせてご無理のない金額・期間で、将来必要とする資金を着実に積立てるのに適しています。 ご契約時に満期日のご指定をしていただかない商品です。 積立元金の一部お引出しも可能です。 	期間の定めはありません。
満期指定型		<ul style="list-style-type: none"> ご進学、ご旅行など、目的に合わせてご無理のない金額・期間で、将来必要とする資金を着実に積立てるのに適しています。 ご契約時に満期日をご指定いただく商品です。 据置期間経過後は、積立元金の一部お引出しも可能です。 	6ヵ月以上6年以内 (ただし、1ヵ月間の据置期間が必要です。)	1,000円以上、1円単位
年金型		<ul style="list-style-type: none"> 個人のお客様専用の商品です。 満期日以降、年金として3ヵ月毎にお受取りいただけます。 原則として、毎月普通貯金からの自動振替によりお積立いただけます。なお、現金等による店頭での随時のお預入れも可能です。 据置期間経過後は、積立元金の一部お引出しも可能です。 	積立期間：3年以上 50年以内 据置期間：6ヵ月以上 5年以内 受取期間：6ヵ月以上 20年以内	1,000円以上、1円単位
定期積金（スーパー積金）	<ul style="list-style-type: none"> ご進学、ご旅行など、目的に合わせてご無理のない金額・期間で、将来必要とする資金を着実に積立てるのに適しています。 女性のお客様専用の商品「麗（うらら）」には、協賛店での割引サービスなど、各種特典をご用意しています。 	6ヵ月以上5年以内	1,000円以上、1,000円単位	
譲渡性貯金	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に第三者に譲渡することが可能です。 満期日前のご解約はできません。 お預入れ時の金利が満期日まで変わらない固定金利の商品です。 	2週間以上2年以内	5,000万円以上、1,000万円単位	
財形貯金	一般財形貯金	<ul style="list-style-type: none"> 事業主を通して賃金からの天引きにより定期的にお預入れいただく、勤労者専用の商品です。 ご利用目的に制限はございません。 	積立期間：3年以上	100円以上、1円単位
	財形年金貯金	<ul style="list-style-type: none"> 事業主を通して賃金からの天引きにより定期的にお預入れいただく、満55歳未満の勤労者専用の商品です。 財形住宅貯金と合わせ、550万円まで非課税となります。 満60歳に達した日以降の日から、年金として3ヵ月毎にお受取りいただけます。 	積立期間：5年以上 据置期間：6ヵ月以上 5年以内 受取期間：5年以上 20年以内	100円以上、1円単位
	財形住宅貯金	<ul style="list-style-type: none"> 事業主を通して賃金からの天引きにより定期的にお預入れいただく、満55歳未満の勤労者専用の商品です。 財形年金貯金と合わせ、550万円まで非課税となります。 お引出しは住宅取得等の費用の充当に限定されます。 	積立期間：5年以上	100円以上、1円単位

(注) 1. 商品の詳細につきましては、窓口にてご確認ください。
2. 当会では 印の商品は取り扱っておりません。お近くのJAをご利用ください。

【ローン】

種類・お使用みち		ご利用いただける方	ご利用方法				
			ご利用金額	ご利用期間	ご返済方法	保証 担保	
JA住宅ローン・JAリフォームローン							
一般型	住宅の新築 新築住宅の購入 中古住宅の購入 住宅の増改築 土地の購入 他金融機関からの借換資金	お借入時の年齢が20歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が80歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。	5,000万円以内 、所要資金の75%以内	変動金利率:35年 長期固定金利率:35年 固定金利率:25年 以内	元利均等返済	山口県 農業信用基金協会	融資対象不動産に担保権を設定いたします。
100%応援型	住宅の新築 新築住宅の購入 中古住宅の購入 住宅の増改築	お借入時の年齢が20歳以上61歳未満であり、最終償還時の年齢が71歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。	5,000万円以内 、所要資金の100%以内				
無担保型	住宅の新築 新築住宅の購入 中古住宅の購入 住宅の増改築 他金融機関からの借換資金	お借入時の年齢が20歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が76歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。	500万円以内で、 所要資金の75%以内	15年以内	元利均等返済	山口県 農業信用基金協会	原則不要
住公併用無担保型	住宅の新築 新築住宅の購入 中古住宅の購入	お借入時の年齢が20歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が76歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。	700万円以内で、 所要資金の100%以内	20年以内			
借換応援型	他金融機関からの借換資金	お借入時の年齢が23歳以上61歳未満であり、最終償還時の年齢が71歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。	4,000万円以内 で、担保評価額の130%以内	変動金利率:32年 長期固定金利率:32年 固定金利率:25年 以内	元利均等返済	山口県 農業信用基金協会	融資対象不動産に担保権を設定いたします。
			お借入時の年齢が21歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が80歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。				
新築・購入コース	住宅の新築 新築住宅の購入 中古住宅の購入 住宅の増改築・改装・補修 土地の購入	お借入時の年齢が20歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が80歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。	5,000万円以内 で、所要資金の100%以内	35年以内	元利均等返済	山口県 農業信用基金協会	原則不要
リフォームローン	住宅の増改築・改装・補修 住宅関連設備資金	お借入時の年齢が20歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が76歳未満の方で、団体信用生命共済への加入が認められた方。	500万円以内	10年6ヵ月以内 10年以内			
JA教育ローン							
就学されるご子弟の教育に関するすべてのご資金 (例) 入学金、授業料、アパート家賃など		お借入時の年齢が20歳以上であり、最終償還時の年齢が71歳未満の方。	500万円以内	13年6ヵ月以内	元利均等返済	山口県 農業信用基金協会	原則不要
				14年以内			
				11年6ヵ月以内			
JAマイカーローン							
自動車・バイク(ともに中古車を含む)のご購入資金・付帯する諸費用 自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金 付帯設備(カーナビ等)のご購入資金 他金融機関からの借換資金 ただし、営業用車両は除く。	お借入時の年齢が18歳以上であり、最終償還時の年齢が71歳未満の方。	500万円以内	7年以内	元利均等返済	山口県 農業信用基金協会	原則不要	
							自動車・バイク(ともに中古車を含む)のご購入資金・付帯する諸費用 自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金 付帯設備(カーナビ等)のご購入資金 車庫建設のための資金 運転免許取得のための資金 他金融機関からの借換資金 ただし、営業用車両は除く。
JAクローバローン							
生活に必要なすべての資金 ただし、負債整理資金・事業性資金等は除く。	お借入時の年齢が18歳以上であり、最終償還時の年齢が71歳未満の方。	300万円以内	5年以内	元利均等返済	山口県 農業信用基金協会	原則不要	
JAカードローン							
カードローン	JA	ご契約時の年齢が20歳以上70歳未満の方。	50万円以内	1年(自動更新)	随時返済	山口県 農業信用基金協会	原則不要
らくらくキャッシュ					毎月原則1万円		
ワイドカードローン					毎月返済		
その他のJAローン							
JA賃貸住宅ローン	賃貸住宅経営に必要な資金をご提供いたします。(貸出期間:30年以内、貸出金額:4億円以内)						
JA農業経営ローン	農業経営・農家経営に必要な資金をご提供いたします。(極度額:2,000万円以内)						
JA営農ローン	営農維持に必要な資金をご提供いたします。(極度額:300万円以内)						

(注) 1.ご利用に際しましては、上記のほか一定の条件を満たす必要があり、ご希望にそえない場合もございます。
 詳細につきましては窓口にて説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。
 2.当会では上記ローンは取り扱っておりません。お近くのJAをご利用ください。
 3.ご利用に際しましては、無理のない計画的なお借り入れ・ご返済にご留意ください。

【国債】

種類	個人向け国債		長期利付国債	中期利付国債
	変動10年	固定5年		
期間	10年	5年	10年	2年・5年
ご購入単位	1万円単位		5万円単位	
お申込み金額	額面金額		銘柄により異なります。	
利子のお支払い	年2回、ご指定の口座にお振込みいたします。			
中途換金	1年経過すれば、直近2回分の利子相当額をお支払いいただくことで換金可能です。	2年経過すれば、直近4回分の利子相当額をお支払いいただくことで換金可能です。	市場価格により買い取らせていただきます。	

- (注) 1. 国債は、貯金保険制度の保護対象ではありません。
 2. 国債の市場価格は、金融情勢の変化などにより変動いたしますので、ご売却価格がご購入価格を下回る場合もございます。
 3. 商品の詳細につきましては、窓口にてご確認ください。
 4. 当会では 印の商品は取り扱っておりません。お近くのJAをご利用ください。

【投資信託】

商品名	種類	分類	特 色	主なリスク	取得価額	お申込み単位
JAのMMF	主として日本国内の債券に投資	追加型公社債投信 (MMF型)	残存期間の短い内外の債券および短期金融商品等に投資し、安定運用を行います。	金利変動リスク 信用リスク 為替変動リスク	1口=1円	1万円以上、1円単位
JA日本債券ファンド		追加型株式投信 (バランス型)	日本国内の債券を主要投資対象とし、国内債券の代表的な運用指標であるNOMURA-BPI総合指数を中長期的に上回る収益獲得を目指します。	金利変動リスク 信用リスク	申込日の基準価額	1万円以上、1円単位
農中日経225オープン	主として日本国内の株式に投資	追加型株式投信 (インデックス型)	日本国内の株式を主要投資対象とし、日経平均株価(日経225)に連動した収益獲得を目指します。	株価変動リスク	申込日の基準価額	1万円以上、1円単位
JA TOPIXオープン		追加型株式投信 (インデックス型)	日本国内の株式を主要投資対象とし、東証株価指数(TOPIX)に連動した収益獲得を目指します。	株価変動リスク	申込日の基準価額	1万円以上、1円単位
JA日本株式ファンド		追加型株式投信 (国内株式型)	日本国内の株式を主要投資対象とし、運用指標である東証株価指数(TOPIX)を中長期的に上回る収益獲得を目指します。	株価変動リスク	申込日の基準価額	1万円以上、1円単位
農中日本株オープン「ニューチャオイス」		追加型株式投信 (国内株式型)	日本国内の株式を主要投資対象とし、個別銘柄選択を重視した運用により中長期的な収益獲得を目指します。	株価変動リスク	申込日の基準価額	1万円以上、1円単位
ゴールドマン・サックス世界資産配分オープン「果樹園」	主として国内外の債券・株式に分散投資	追加型株式投信 (バランス型)	為替リスクを限定しながら日本を含む世界各国の債券・株式・短期金融商品に分散投資し、長期的に安定した収益獲得を目指します。	金利変動リスク 株価変動リスク 信用リスク カントリーリスク	特定日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
JA資産設計ファンド 安定型/成長型/積極型		追加型株式投信 (安定型/成長型: バランス型 積極型: 国際株式型)	日本ならびに海外の株式・債券に分散投資することにより、中長期的な収益獲得を目指します。資産配分の異なる3つのファンドを選択できるうえ、スイッチング(3ファンド間の乗換え)が可能です。海外の運用には原則として為替ヘッジを行いません。	金利変動リスク 株価変動リスク 信用リスク カントリーリスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
モルガン・スタンレー米ドル・MMF		外国投信	残存期間が短く格付の高い米ドル建ての債券および短期金融商品等に投資し、安定的な運用を行います。	金利変動リスク 為替変動リスク 信用リスク	1口=1米セント	1万円以上、1円単位
農中US債券オープン		追加型株式投信 (バランス型)	為替ヘッジを行わずに米国内債を中心とする米国の債券に投資し、日米金利差および為替差益獲得を目指します。	金利変動リスク 為替変動リスク 信用リスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
JA海外債券ファンド	主として海外の債券に投資	追加型株式投信 (バランス型)	為替ヘッジを行わずに日本を除く世界各国の債券に投資し、海外債券の代表的な運用指標であるシティグループ世界国債指数(除く日本)を中長期的に上回る収益獲得を目指します。	金利変動リスク 為替変動リスク 信用リスク カントリーリスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
JA海外債券ファンド (隔月分配型)		追加型株式投信 (バランス型)	為替ヘッジを行わずに日本を除く世界各国の債券に投資し、海外債券の代表的な運用指標であるシティグループ世界国債指数(除く日本)を中長期的に上回る収益獲得を目指し、原則として奇数月(年6回)、安定的な分配を目指します。	金利変動リスク 為替変動リスク 信用リスク カントリーリスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
DIAM高格付インカム・オープン (毎月決算コース)「ハッピーグローバー」		追加型株式投信 (バランス型)	為替ヘッジを行わずに実質的に高格付資源国(カナダ・オーストラリア・ニュージーランド・ノルウェー)の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指し、原則として毎月、収益分配方針に基づく分配を目指します。	金利変動リスク 為替変動リスク 信用リスク カントリーリスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
JA海外株式ファンド	主として海外の株式に投資	追加型株式投信 (国際株式型)	為替ヘッジを行わずに日本を除く世界先進各国の株式に投資し、海外株式の代表的な運用指標であるMSCIコクサイ指数を中長期的に上回る収益獲得を目指します。	株価変動リスク 為替変動リスク 信用リスク カントリーリスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位
世界の財産3分法ファンド (不動産・債券・株式) (毎月分配型)	主として国内外の債券・株式・不動産に分散投資	追加型株式投信 (バランス型)	主として国内外の不動産(リート等)、債券および株式を投資対象とし、原則としてそれぞれ純資産総額の6分の1を基本に国際分散投資を行い、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指し、原則として毎月、安定した分配を目指します。	不動産投資リスク 金利変動リスク 株価変動リスク 為替変動リスク 信用リスク 流動性リスク カントリーリスク	申込日の翌営業日の基準価額	1万円以上、1円単位

- (注) 1. 投資信託は、貯金保険制度の保護対象ではありません。
 2. 投資信託は、値動きのある資産に投資しますので、基準価格は日々変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
 3. 商品の詳細につきましては、窓口にてご確認ください。
 4. お申込みの際には必ず「目論見書」をご覧ください。

【確定拠出年金】

種類	内 容
確定拠出年金(個人型)	農林中金全共連アセットマネジメント(株)からの業務委託を受け、加入受付や情報提供等の窓口業務を行っています。

【その他のサービス】

種類	内 容
給与振込サービス	毎月の給与やボーナスが、ご指定の貯金口座に自動的に振込まれます。
自動受取サービス	年金や配当金などが、ご指定の貯金口座に自動的に振込まれます。お受取りの都度出がけられる手間が省け、大変便利です。
自動支払サービス	各種公共料金やクレジットカードのご利用代金などを、ご指定の貯金口座から自動的にお支払いいたします。集金や払込みの手間が省け、大変便利です。
国内為替サービス	全国の金融機関と通信ネットワークで結ばれており、振込、送金、手形の取立などの取引を安全・確実にご利用いただけます。
外貨宅配サービス	その場でお受取りはできませんが、申込用紙にご記入・ご郵送いただくだけで、外貨やトラベラーズ・チェックがご自宅まで配達されます。
JAキャッシュカード	全国のJAはもちろん、銀行、郵便局、セブン・イレブンやイトーヨーカドー等に設置されたセブン銀行のATMなどで、現金のお引出しや残高照会などの取引をご利用いただけます。
JAカード	ショッピングやレジャーなど、お客様のサイン一つで「簡単に・便利に・安心して」ご利用いただけるクレジットカードです。
デビットカード	「J-Debit」のマークがある全国のお店で、お手持ちのJAキャッシュカードを端末に通し、暗証番号を入力するだけで、ご利用代金がキャッシュレスでご決済いただけます。
JAネットバンク	窓口やATMまで行かなくても、インターネットに接続されているパソコンや携帯電話からアクセスするだけで、振込や残高照会などの各種サービスが24時間ご利用いただけます。



当会の経営理念と経営方針

経営理念

「一人は万人のために、万人は一人のために」という協同組合精神の基本理念に基づき、信用事業を通じて、農業の発展と地域経済の振興に貢献し、美しい自然と豊かな地域社会の実現に寄与することを使命としています。

また、JAグループの一員として、会員JAの事業の振興とその組合員の経済状態の改善、社会的地位の向上に資することを経営理念としています。

経営方針

当会は、「JAバンク基本方針」に基づくJAバンクシステムの一員として、会員JA、JA組合員・利用者の皆さまから信頼を得るとともに、より良質で高度な金融サービスの提供を目指すため、新たに「中期経営計画書（平成19年度～平成21年度）」を策定し、次に掲げる項目を基本方針として取り組んでいます。

中期経営計画書（平成19年度～平成21年度）

1. JAバンクシステム県機能の充実・強化
 - (1) JAバンク県本部機能の充実
 - (2) JA信用事業強化の支援
 - (3) 信用システムの安定運用と充実

2. リスク管理・内部管理態勢の高度化
 - (1) リスク管理態勢の高度化・新BIS規制に向けた取り組み
 - (2) 内部管理態勢の高度化

3. 安定収益の確保ならびに財務体質の強化
 - (1) 安定収益の確保
 - (2) 財務体質の強化

4. JA・信連・農林中金の役割分担の検討ならびに内外環境の変化に対応した組織整備の検討
 - (1) 新たなJA合併構想を踏まえた機能・体制の整備の検討
 - (2) 多様な利用者ニーズへの対応と信用事業の更なる効率化を図るため、JA・信連・農林中金の機能・役割を見直し、全体としてJAバンク山口がより一体性を強めるための新たなビジネスモデルの構築に向けた検討
 - (3) 平成20年度以降の奨励施設について農林中金の奨励施設の変更を踏まえた検討



コンプライアンス(法令等遵守)への取り組み

当会は協同組織の金融機関として、金融サービスの提供等、信用事業を通じて地域の農業者、住民および企業の発展・繁栄に貢献することを基本的な使命としています。当会が地域に根ざした金融機関として一層ゆるぎない信頼を確保していくためには、社会的責任と公共的使命を認識するなかで、法令等や社会的規範を厳格に遵守し、健全かつ適切な事業運営を行っていくことが最も重要であると考えています。

当会のコンプライアンス態勢については、8項目からなる「コンプライアンスの基本方針」のもとに、毎年コンプライアンスの具体的な実践計画として、理事会・経営管理委員会の決議を経て「コンプライアンス・プログラム」を策定しています。あわせて、「コンプライアンス委員会」を定期的開催し、コンプライアンスの企画推進、進捗管理等の審議や報告を行い、コンプライアンスの着実な実践の確保に努めています。

また、役職員に対しては、役職員の行動規範、遵守すべき法令等の解説およびコンプライアンスに関する諸規定等をまとめた「コンプライアンス・マニュアル」の周知徹底を図るとともに、教育・研修活動を通じてコンプライアンス重視の職場風土の醸成に努めています。なお、役職員は「コンプライアンス・カード」を携帯し、誠実・公正な業務を遂行するため、行動規範の自己チェックを行っています。

このように、当会はコンプライアンス態勢の強化・充実を経営の重要課題と認識し、健全で公正な業務運営を通じて皆さまや地域社会から信頼される金融機関を目指しています。

コンプライアンス・カード



〓役職員必携〓

私たちは、JAグループおよびJAバンクの一員として、また、信連の社会的責任と公共的使命に照らし「コンプライアンスの基本方針」の確認・遵守を行い、会員や利用者等の信頼と負託に応えています。

このカードを常備携帯し、行動規範の自己チェックに努めます。

コンプライアンスの基本方針

基本方針およびその精神は、役職員の行動指針として、日々の事業運営にあたり常に意識しておく必要があります。

信連は、高い公共性を有し、農業者および地域の企業・住民のための協同組織金融機関として、**農業者の健全な発展**、**豊かな国民生活の実現**、**地域社会繁栄への奉仕に資するために、その社会的責任と公共的使命を自覚し、地域発展に尽力しています。**

このように、信連は、**地域社会の負託に応え、これまで以上に揺るぎない信頼を確立していくために、次の8項目からなる基本方針を定めています。**

- **信連の社会的責任と公共的使命の認識**
信連のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。
- **会員等のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供**
「JAバンクシステム」の一員として、ニーズに適した質の高い金融および非金融サービスの提供並びに「JAバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、県下JA系統信用事業を支援することによりその役割を十全に発揮し、会員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

● 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

● 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

● 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

● 職員の人権の尊重等

職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

● 環境問題への取組

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するなど、環境問題に積極的に取り組む。

● 社会貢献活動への取組

信連が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。



リスク管理の状況

リスク管理体制

金融機関が抱えるリスクが複雑・多様化するなかで、会員・利用者の皆さまに安心して当会をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面するさまざまなリスクに適切に対応すべく「リスク管理の基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類を明らかにするとともに、「リスク管理委員会」を設置するなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産の自己査定の実施などを通じてリスク管理の充実・強化に努めています。

統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、信用リスク等に新B I S規制の「第一の柱」で対象とならないリスクを含め、金融機関が抱えるリスクを総体的に捉え管理することをいいます。

当会では、「統合リスク管理要領」に基づき、リスク管理部門において、年度毎に策定する予算および各月末時点における市場関連リスク、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクを計量化し、これを取得リスクとして、新B I S規制で定める自己資本比率算定上の所要自己資本の額を基準として設定した許容リスク（平成19年度300億円）との対比により実績管理を行っています。

平成19年度については、「リスク管理の基本方針」に基づき、年度単位でのリスク管理への取り組み事項を具体的に示した「平成19年度リスク管理方針」を策定し、「統合的なリスク管理」を重点実施事項の一つに掲げました。これに基づき、取得リスクに対するアラーム・ポイント（平成19年度290億円）を設定し、取得リスクがアラーム・ポイントを超過した場合には、関係部署で協議し対応方針について「リスク管理委員会」へ報告するなど、具体的な対応方法を定めています。

市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利、株価、為替等のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価格が変動し損失を被るリスクと、社債等の債券において発行体の財務状況の悪化等の理由により破綻等の状況が生じ、保有する資産の価値が減少または消滅し、損失を被る市場関連取引に付随する信用リスクをいいます。

当会では、「市場関連リスク管理要領」に基づき、リスク管理部門においてV a R（バリュー・アット・リスク）によりリスクを計量化することにより評価・分析を行うとともに、効率的かつ機能的なリスク・コントロールに努めています。V a Rの計測が困難な市場関連取引に付随する信用リスクについては、業績や財務状況、格付等信用リスクに関するモニタリングを常時行うとともに、「市場関連取引の与信限度額取扱基準」を設け、取引限度額等による管理を行っています。また、信用リスクの定量的な管理（新B I S規制における標準的手法のリスク・ウェイトをもとに算出した所要自己資本額からリスク量を算出）も行っています。

また、日次ベースでのリスク管理として、有価証券の評価損益の水準、前日比を基準にしたアラーム・ポイントと、実質自己資本比率（直近の自己資本比率算出をもとに日々の有価証券の評価損益を加味したもの）の水準を基準にしたアラーム・ポイントの二通りの基準によるアラーム・ポイントを設定するなど、迅速なリスク管理に努めています。

V a R（バリュー・アット・リスク）

一定の保有期間、一定の信頼区間のもとで被る可能性のある最大損失です。当会では、保有期間1ヶ月、信頼区間99%（変動幅2.33標準偏差）のV a Rを分散・共分散法により算出しています。

信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、破綻又は延滞・金利減免等の状況が生じ、保有する資産（債権）の価値が減少または消失し、損失を被るリスクです。

当会では、「信用リスク管理要領」に基づき、信用リスクに関するモニタリングを行うとともに、債務者別の内部格付に基づき与信限度額を設定し管理しています。また、信用リスクの定量的な管理（新BIS規制における標準的手法のリスク・ウェイトをもとに算出した所要自己資本額からリスク量を算出）にも努めています。

与信審査については、リスク統括部の審査部門において個別案件の評価を行うなど、営業部門から切り離された独立性を確保しつつ、厳格かつ適格な判断を下せる体制を確立しています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、必要な資金が確保できなくなったり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、金融市場の混乱等により取引が不能になる等から損失を被るリスク（市場流動性リスク）です。

当会では、流動性リスクを市場関連リスクの一つと捉え、「市場関連リスク管理要領」のなかに管理体制・管理手法を定めています。

資金繰りリスクについては、日次・月次ベースでの資金繰り、貯金、預金の満期構成等について十分に把握、分析を実施することにより管理を行うとともに、流動性の高い資産を準備するなど、リスクの顕在化に備えています。

市場流動性リスクについては、運用を行ううえでの重要な判断材料の一つとして、運用商品毎の市場流動性リスクを常時モニタリングしています。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、人為的あるいは技術的なミスにより発生する「事務リスク」、コンピュータ等システムの不具合や情報システム的不正使用などにより発生する「システムリスク」、さまざまな取引のなかで法律上の問題を原因として損害やトラブルが発生する「法務リスク」等により損失を被るリスクです。

当会では、「オペレーショナル・リスク管理要領」に基づき、それぞれのリスク管理を実施するとともに、各種内部管理手続に基づく事故等の未然防止を徹底しています。また、不測の事態に備えた「コンティンジェンシープラン（危機管理計画）」の策定と定期的な訓練、新しい金融商品の取り扱いや各種契約書類の作成にあたっての顧問弁護士によるリーガル・チェックを実施しています。

内部監査体制

当会では、業務執行部門から独立した「監査室」を設け、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検討・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当会の本所・支所の全てを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長および監事に報告した後、被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善への取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に

理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

A L M管理体制

当会では、資金調達と資金運用を統合的に管理し、適正な流動性を保持しつつ、収益の最大化と安定化を図るため、A L M委員会を定期的を開催しています。

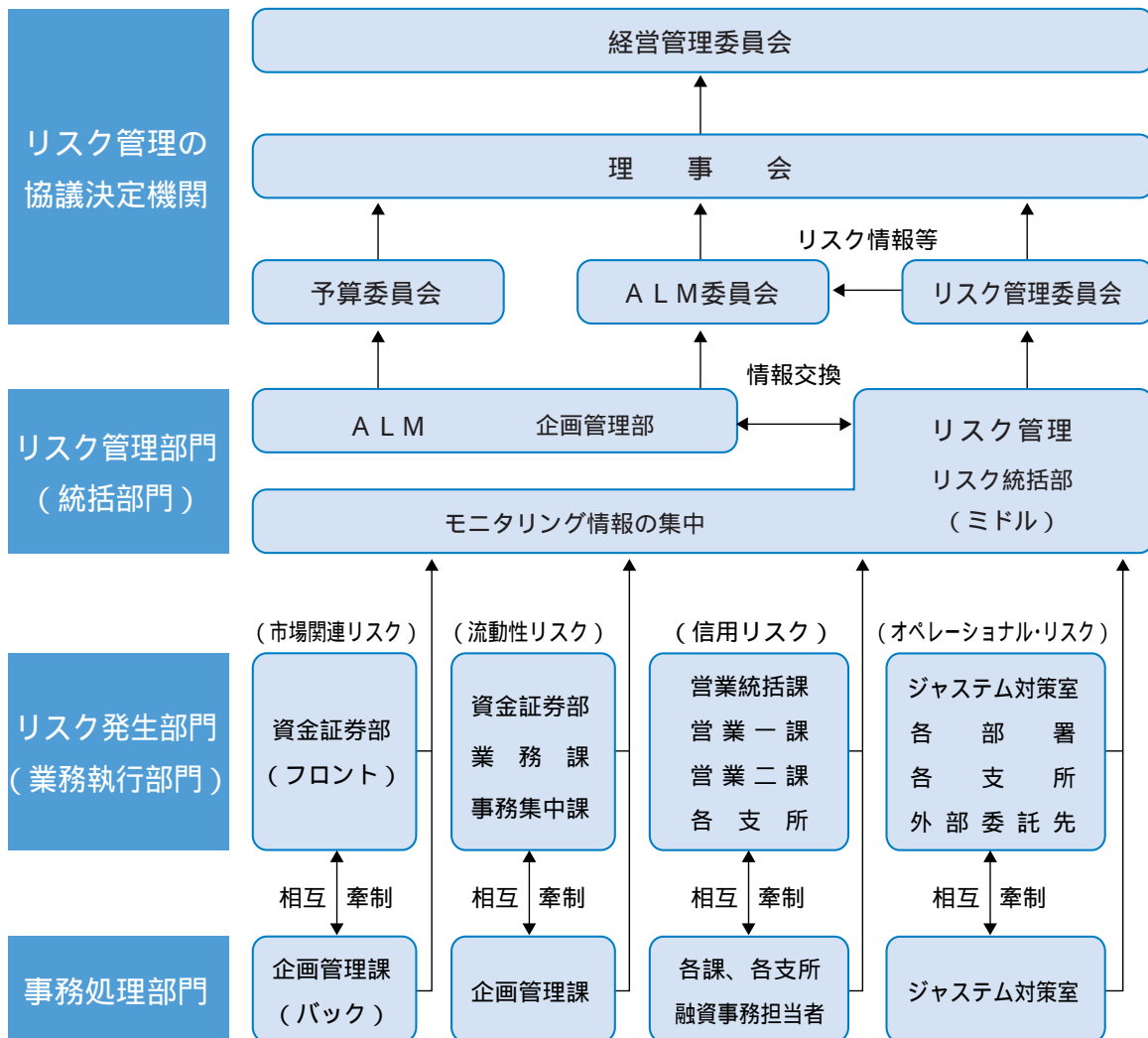
A L M委員会では、経済・金融環境の予測を踏まえた融資および余裕金の運用方針と収益予測、取得リスクの認識等当会の現状分析とリスク削減の対応策、金利変動リスクが収益に及ぼす影響と対応策等を検討し、財務の健全性維持と安定収益の確保に努めています。

個人情報保護

当会は「個人情報保護方針」を定め、個人情報に関する考え方や方針を公表し、利用目的の特定、利用目的による制限、適正な取得、正確性・透明性の確保に取り組んでいます。

また、「個人情報取扱規程」、「個人情報取扱運用細則」により、個人情報の適切な保護、適正な利用に努めています。

リスク管理体制図





当会の業績

日本経済は、全体としては緩やかながらも戦後最長となる景気拡大を続けていますが、業種や地域によって回復スピードに強弱があり、景況感には依然として大きな格差が残っています。

また、金融機関を取り巻く環境は、「金利の正常化」に向けた金融政策の転換をはじめ、メガバンク等との競争激化、新BIS規制・内部統制監査導入等によるリスク管理態勢の高度化対応など、環境に適応できた者のみが生き残れる淘汰の時代を迎えています。

こうした情勢のなか、当会におきましては、「中期経営計画（平成16年度～18年度）」の最終年度として実践に取り組んだ結果、JAの資産健全化のための特例奨励金の支出や、当会資産の健全性確保等を実施した後においても、前年度並みの剰余金を計上することができました。

貯金業務

JA貯金は僅かな伸びにとどまったものの、JAが市場リスク低減のため有価証券運用を減らし、資金を当会貯金にシフトした結果、期末残高は8,106億円と対前年比5.5%の増加となりました。

受託貸付業務

農林漁業金融公庫資金の融資実行が16億円あったものの、旧住宅金融公庫資金の償還が30億円あり、期末残高は362億円と対前年比3.7%の減少となりました。

収支

収支状況につきましては、ゆるやかな景気拡大に伴い運用環境が徐々に好転しつつあるなか、有価証券ポートフォリオの改善および経費の削減等に努めた結果、事業計画を上回る当期剰余金29億円を計上することができました。この結果、内部留保の積み増しにより自己資本比率は16.25%となりました。

融資業務

県内を基盤とする地場企業・個人への融資推進を展開しましたが、結果的に金融機関貸出・シンジケートローン、地方公共団体向け貸出の増加が寄与し、期末残高は1,079億円と対前年比1.8%の増加となりました。貯貸率は13.3%と対前年比0.4%の減少となりました。

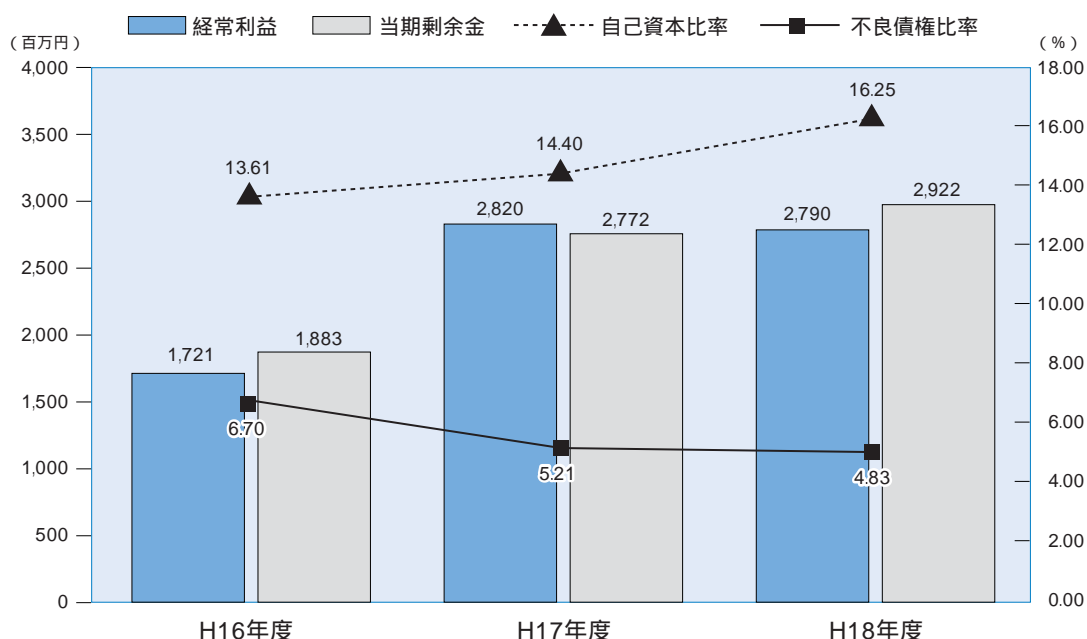
余裕金運用業務

JAの余裕金運用等による資金の変動に対応するため、流動性資金を確保しつつ効率運用に努めました。

余裕金につきましては、JAの有価証券運用残高の減少により、期末残高は7,388億円と対前年比6.3%の増加となりました。

有価証券運用につきましては、運用資産間のバランスをとりながらポートフォリオの改善に努めた結果、期末残高は2,721億円と対前年比1.9%の増加となりました。

最近3事業年度の収支状況



(注) 自己資本比率算出基準が改正され、平成18年度から新基準（金融庁・農林水産省告示第2号「農業協同組合法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準」）に基づき算出しています。



トピックス

印鑑照会システムの稼働

平成18年10月より、当会をはじめ県内のJAにおいて「印鑑照会システム」が稼働しました。

このシステムは、取引の際の印鑑照合をあらかじめ機械に登録した印影と行うもので、従来のように通帳に副印鑑を貼付する必要がなくなります。

そのため、万一通帳を紛失されたり盗難にあわれた場合であっても、第三者に通帳からお届け印が偽造され、悪用される恐れがなくなりました。



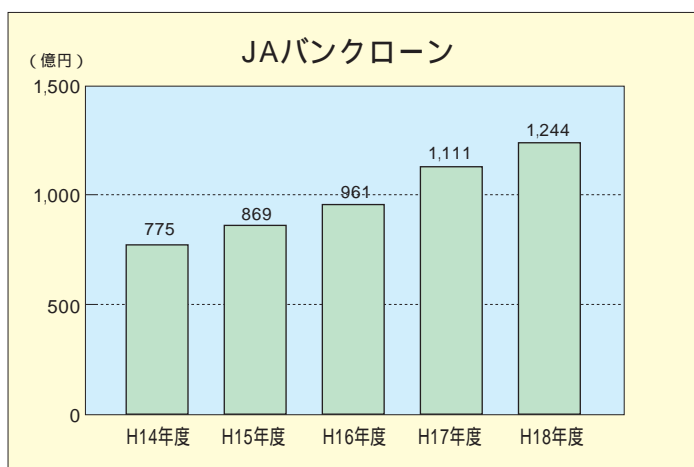
ICキャッシュカードの発行開始

平成19年2月よりICキャッシュカードの発行を開始しており、当年度中に県内のJAが設置している全ATMのIC化対応が完了する予定です。これにより、キャッシュカードの偽造犯罪への対応が強化されることとなり、これまで以上に安心してJAキャッシュカードをご利用いただけます。

MPリーグの実施

MP（マネープランナー）リーグとは、JAの安定収益確保のための取り組み強化の一環として、JAの渉外担当者により意欲をもってローン推進に取り組んでいただくために実施している、独自の表彰制度です。

渉外体制の充実をはじめ、県下統一の各種ローンキャンペーンの展開や休日ローン相談会の実施などもあり、県内のJAバンクローン残高は順調な伸びを示しています。



ローンレンジャー

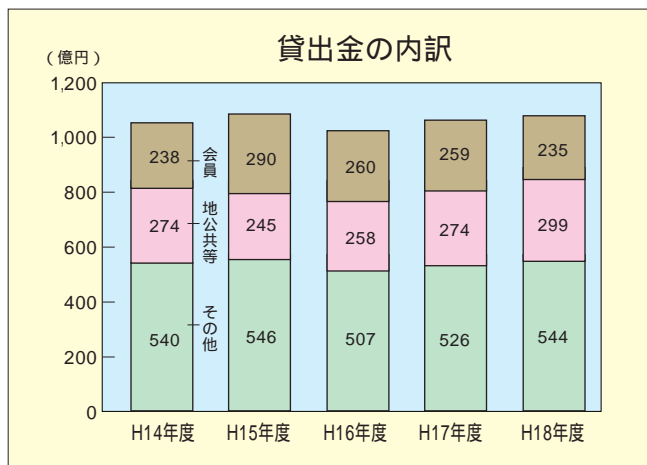


社会的責任と貢献活動

当会は、JAグループの一員として、また地域金融機関として、地域社会・経済・産業・文化の発展・振興に貢献していきたいと考えています。

地域社会・地域経済発展への貢献

当会の資金は、そのほとんどが県内のJAにお預けいただいた組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金を原資としています。その資金をもとに、農業基盤の拡充と発展を目的とした農業関連融資や、地域経済を支える地元企業の発展を支援するための融資を行っています。



地域農業の振興への貢献

農業者の減少と高齢化、耕作放棄地の増加や過疎化の進行など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、地域の実情に合った「担い手」づくりが重要な課題となっています。

当会では、このような状況に対応するため「担い手サポート資金」を創設し、担い手組織の安定経営のための支援を始めました。

女性の皆さまの充実した生活のために

県内のJAでは、女性専用の定期積金「麗・うらら」を取り扱っています。

ご契約いただいた方(会員)は協賛店で各種特典を受けられるほか、オリジナルイベントへご参加いただけます。また、会員向け機関誌の発行やメールマガジンの配信などを通じて、女性の皆さまが地域で楽しく毎日の生活を送っていただけるように、情報の提供をしています。





当会の概要

会 員 数

資 格	平成19年 3 月末現在	平成18年 3 月末現在
正 会 員	22	24
准 会 員	21	22
合 計	43	46

職 員 数

	平成19年 3 月末現在	平成18年 3 月末現在
男 子 職 員	65人	64人
女 子 職 員	39人	40人
嘱 託 常 備 人	16人	14人
合 計	120人	118人

自動化機器の設置状況

(平成19年 6 月末現在)

		店 舗 内	店 舗 外
J A 設 置	C D	0台	0台
	A T M	149台	30台
信 連 設 置	C D	0台	50台
	A T M	3台	1台

(注)他金融機関との共同設置を含んでいます。

店 舗 一 覧

(平成19年 6 月末現在)

店 舗 名	所 在 地	電 話 番 号
本 所	山口市小郡下郷2139番地	083(973)2230
県 庁 内 支 所	山口市滝町 1 番 1 号	083(923)2337
美 祢 市 役 所 内 支 所	美祢市大嶺町東分326番地の1	0837(52)1075

子会社等(子法人等)

該当ありません。



役員・機構

役員

平成19年7月19日現在

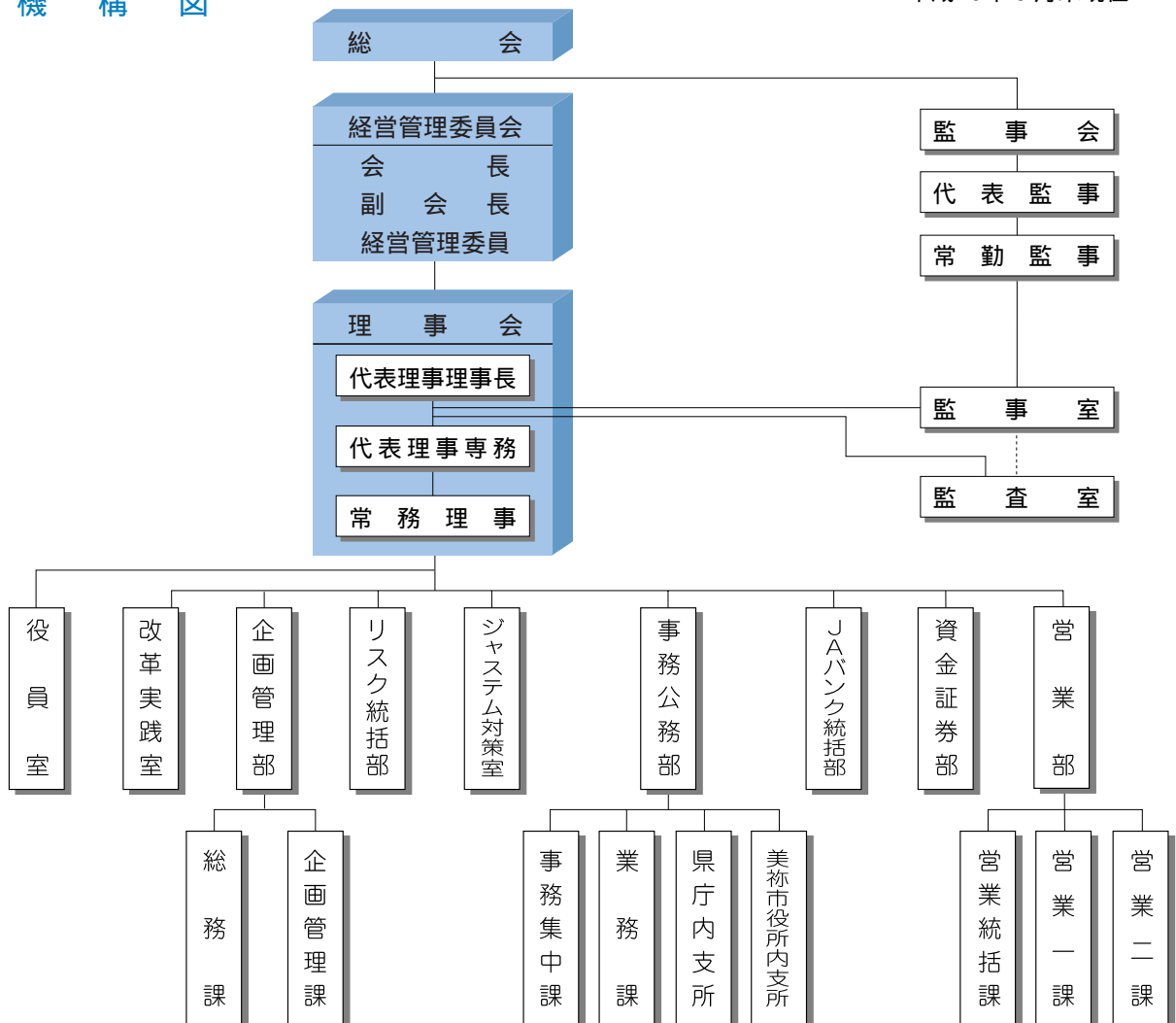
経営管理委員会				
経営管理委員会会長	國	澤	是	篤
経営管理委員会副会長	吉	本	正	夫
経営管理委員	平	井	昭	輝
経営管理委員	桑	田	吉	雄
経営管理委員	山	本		篤
経営管理委員	常	信	政	之
経営管理委員	益	富	嘉	男
経営管理委員	松	永		稔
経営管理委員	水	津	俊	男
経営管理委員	河	村	壽	雄
経営管理委員	福	田	博	一
経営管理委員	辻		久	男
経営管理委員	田	上	善	治

理事会			
代表理事	山	本	伸
理事	福	永	邦
専務	中	尾	啓
常務理事			治

監事			
代表監事	村	上	達
常務監事	伊	藤	和
	石	原	礼
			己
			宏
			治

機構図

平成19年6月末現在



組織



大正 4 年	「商業組合法」により「保証責任山口県信用組合联合会」を設立
昭和11年	「保証責任山口県購買販売联合会」と合併し「保証責任山口県信用購買販売联合会」を設立
昭和18年	「農業団体法」により「山口県農業会」に改組
昭和23年	「農業協同組合法」の制定に伴い「山口県信用農業協同組合連合会」を設立
昭和30年	山口県農協貯金100億円突破
昭和37年	田布施支所を廃止 本所事務所を山口県農協会館へ移転（現在の山口県JAビル）
昭和38年	住宅金融公庫代理業務開始
昭和39年	大田支所を廃止
昭和41年	久賀・美祢支所を廃止
昭和43年	厚狭・防府支所を廃止 山口県農協貯金1,000億円突破
昭和47年	山口県指定代理金融機関業務開始 当会貯金1,000億円突破
昭和54年	全国銀行内国為替制度加盟
昭和55年	山口県農協会館（JAビル）別館完成 山口県農協貯金5,000億円突破
昭和56年	県内系統農協オンライン開通
昭和59年	全国農協貯金ネットサービス開始 県庁内支所を開設
昭和61年	岩国・柳井・萩・深川支所を廃止し、岩国・久賀・柳井・萩・深川代理所を開設 国債等窓販代理業務開始
平成 1 年	美祢市役所内支所を開設
平成 2 年	都銀・地銀とのCDオンライン提携（MICS）開始
平成 3 年	5業態間CDオンライン提携開始 外貨両替業務開始
平成 4 年	山口県JA貯金1兆円突破 農協の新シンボルマークと愛称「JA」を導入
平成 5 年	久賀・柳井・深川代理所を廃止
平成 6 年	国債等窓口販売業務（自己窓販）開始
平成 8 年	新信用システム稼働 萩代理所を廃止
平成 9 年	日銀歳入金の取扱開始
平成10年	系統信用事業の愛称として「JAバンク」を導入
平成11年	投資信託窓口販売業務の開始
平成12年	外貨預金の取扱開始 郵便貯金とのCD・ATMオンライン提携
平成13年	インターネットバンキングサービス「JAネットバンク」開始 岩国代理所を廃止
平成14年	「JAバンクシステム」発足 経営管理委員会制度導入
平成15年	確定拠出年金業務開始
平成16年	徳山・下関支所を廃止
平成17年	全国統一オンラインシステム（JASTEM）へ移行 新決済サービス「Pay-easy（ペイジー）」開始 セブン銀行とのATMオンライン提携
平成18年	外貨両替業務および外貨預金の取扱終了
平成19年	印鑑照会システム稼働 ICキャッシュカードの発行開始



1 主要な業務

貯金業務

会員であるJAをはじめとした農業団体、地方公共団体、企業そして地域の皆さまからも貯金をお預かりしています。皆さまにお気軽にご利用いただけますよう、各種貯金をとりそろえています。

また、JAキャッシュカードをご利用いただきますと、全国のJAはもちろん、銀行、郵便局、セブン イレブンやイトーヨーカドー等に設置されたセブン銀行のATMなどで、現金のお引出しや残高照会などの取引がご利用いただけます。

融資業務

一般資金

当会では、地域でお預かりした大切な貯金を地域の繁栄のためにお役にしたいと常に考えています。良質で豊富な信連資金は、農業関連産業をはじめ、一般企業、個人の方々にも広く利用されています。

設備資金、運転資金、住宅資金のほか、各種資金をご利用にあわせた条件でご融資しています。

公庫・制度資金

農業をされる方が安定した農業経営を維持するための農業経営基盤強化資金などの農林漁業金融公庫資金をはじめ、利用者の皆さまの豊かな生活をお手伝いする住宅金融支援機構や国民生活金融公庫の資金なども取り扱っています。

融資審査

融資にあたっては、専任審査体制による厳正な審査により、貸出資産の健全化を図っています。

証券業務

幅広い資金運用ニーズにお応えするため、国債や証券投資信託の窓口販売を行っています。

為替業務

北海道から沖縄まで、全国のJA、信連、農林中金の各店舗がひとつのネットワークによって結ばれ、さらに全国の各金融機関とも全銀データ通信システムにより結ばれており、振込、送金、手形の取立などの取引を迅速、確実にを行っています。また、このネットワークは給与振込や各種の年金振込などに広く利用され、給与や年金受給者のご要望にお応えしています。

確定拠出年金業務

農林中金全共連アセットマネジメント(株)からの業務委託を受けて、加入受付や運用商品の情報提供等の窓口業務を行っています。

2 金融商品の販売にあたって

金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様の立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

- 1．お客様の投資目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2．お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3．不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
- 4．お約束のある場合を除き、お客様にとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
- 5．お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。





手数料一覧

平成19年6月末現在

内国為替手数料（1件につき）

（単位：円）

種類	取扱区分	当会の本・支所	県内 J A	その他の金融機関
振込手数料				
電 信 扱	3万円未満	210	210	420
	3万円以上	420	420	630
文 書 扱	3万円未満	210	210	420
	3万円以上	420	420	630
同一店内振込	3万円未満	105	-	-
	3万円以上	315	-	-
A T M振込サービス・インターネットバンキングご利用の場合				
電 信 扱	3万円未満	105	105	210
	3万円以上	210	210	420
同一店内振込	3万円未満	無料	-	-
	3万円以上	無料	-	-
F D（フロッピーディスク）・定額自動送金サービスご利用の場合				
電 信 扱	3万円未満	105	105	315
	3万円以上	315	315	525
同一店内振込	3万円未満	無料	-	-
	3万円以上	無料	-	-
送金手数料				
普通扱（送金小切手）		420	420	630
代金取立手数料				
隔 地 間	普通扱	420	420	630
	至急扱	420	420	840
同一交換区域内（手形）		315	315	315
同一交換区域内（小切手）		105	105	105
その他の諸手数料				
振込・送金の組戻料		630	630	630
不渡手形返却料		630	630	630
取立手形組戻料		630	630	630
取立手形店頭提示料		630	630	630

- （注）1．A T M振込サービスご利用の場合、当会および県内 J A 発行のキャッシュカードのみご利用いただけます。
 2．定額自動送金サービスは口座引落手数料が別途52円必要になります。
 3．取立手形の店頭呈示に要する実費が630円を越える場合は、その実費を申し受けます。

手形小切手帳発行手数料

（単位：円）

小 切 手 帳	1冊（50枚）	840
約 束 手 形 帳	1冊（50枚）	1,050
約 束 手 形 帳	1冊（20枚）	420
為 替 手 形 帳	1冊（20枚）	420

CD・ATM利用手数料

(単位：円)

		平日	土曜日		日・祝日・年末
		8:45～18:00	9:00～14:00	14:00～17:00	9:00～17:00
当会・県内J Aカード	出金	無料	無料	105	105
	入金	無料	無料	無料	無料
当会J Aカードによる ゆうちょATM利用	出金	105	105	210	210
	入金				
県外J Aカード	出金	無料	105	210	210
	入金	無料	無料	105	105
提携金融機関カード	出金	105	105	210	210
自動キャッシング	出金	無料	無料	105	105

- (注) 1. CD・ATMの稼働日・時間帯につきましては、店舗によって異なります。各キャッシュサービスコーナーでご確認ください。
2. 時間外のご利用には、別途手数料がかかる場合がございます。各キャッシュサービスコーナーに備え置かれたパンフレット等でご確認ください。

両替・硬貨入金手数料

硬貨・紙幣の両替手数料

(単位：円)

持込み・持帰り合計枚	100枚以下	無料
	101枚以上500枚以下	315
	501枚以上	525

硬貨入金手数料

500枚以上の硬貨入金について、入金額の1.05% (上限：525円)

その他

(単位：円)

払戻回数超過手数料(貯蓄貯金型) (1ヶ月間に5回を超えて払戻しをするときはその払戻し1回あたり)	105	
貯金間振替手数料(定型自動振替)	無料	
他所払小切手入金手数料	為替取立手数料に準ずる	
自己宛小切手発行手数料	420	
通帳・証書再発行手数料(1件あたり)	1,050	
キャッシュカード発行手数料(1枚あたり/ICに限る)	1,050	
キャッシュカード再発行手数料(1枚あたり)	1,050	
ワイドカード・ローンカード発行および再発行手数料	1,050	
残高証明書発行手数料	都度発行	420
	継続発行	210
国債等保護預り口座管理手数料(1ヶ月あたり)	105	
国債等保護預り残高証明書発行手数料	無料	
投信販売手数料・解約手数料	ファンド毎の料率	
投信保護預り残高証明書発行手数料	210	
保護預り手数料(消費税別途) (ただし、500円に満たない場合は500円)	月末残高×1/12×5/10,000	
個人情報保護法に係る開示手数料(1件あたり)	525	

上記の手数料には、消費税(5%)が含まれています。

資料編

CONTENTS

貸借対照表	24
損益計算書	25
キャッシュ・フロー計算書	26
平成18年度注記表	27 ~ 29
平成17年度脚注	30 ~ 33
剰余金処分計算書	34
財務諸表の適正性等にかかる確認	34
経営諸指標	35 ~ 37
貯金に関する指標	37
貸出金等に関する指標	38 ~ 41
有価証券に関する指標	41 ~ 43
自己資本の充実の状況	44 ~ 59

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成18年度 (平成19年3月31日)	平成17年度 (平成18年3月31日)	科 目	平成18年度 (平成19年3月31日)	平成17年度 (平成18年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	728	1,096	貯当座貯金	810,618	768,520
預け金	457,725	421,563	普通貯金	20,273	25,670
系統預け金	457,702	421,537	貯蓄貯金	5,551	7,734
系統外預け金	22	25	通知貯金	8	22
譲渡性預け金	-	-	通段貯金	360	674
コーポレーション	-	-	別段貯金	1,828	1,524
買現先勘定	-	-	定期貯金	782,596	732,894
債券貸借取引支払保証金	-	-	譲渡性貯金	-	-
買入手形	-	-	売現先勘定	-	-
買入金銭債権	962	-	債券貸借取引受入担保金	-	-
金銭の信託	8,031	6,026	借入金	-	-
有価証券	272,156	267,070	代理業務勘定	148	53
国債	112,729	110,241	その他負債	2,488	4,321
地方債	3,462	1,413	未払利息その他	1,061	472
短期社債	-	-	その他の負債	1,426	3,848
社債	47,663	51,862	諸引当金	1,025	1,003
外国証券	57,226	55,933	賞与引当金	-	-
株式	20,280	18,909	退職給付引当金	1,025	1,003
その他の証券	30,793	28,710	繰延税金負債	5,035	3,963
貸出金	107,968	106,067	債務保証	2,383	2,285
手形貸付	296	2,473	負債の部合計	821,699	780,147
証書貸付	80,881	78,703	(資本の部)		
当座貸越	10,268	10,376	出資金	-	24,647
金融機関貸付	16,416	14,416	(うち後配出資金)	-	(9,104)
割引手形	106	96	回転出資金	-	432
その他資産	1,886	1,630	再評価積立金	-	5
未収利息その他	1,406	1,038	法定準備金	-	9,312
その他の資産	480	592	資本準備金	-	-
固定資産	1,378	1,411	利益準備金	-	9,312
業務用固定資産	-	1,105	剰余金	-	4,393
業務外固定資産	-	306	任意積立金	-	600
有形固定資産	1,035	-	特別積立金	-	600
無形固定資産	342	-	当期末処分剰余金	-	3,793
外部出資	24,350	24,350	うち当期剰余金	-	2,772
系統出資	23,455	23,455	株式等評価差額金	-	8,822
系統外出資	895	894	処分未済持分	-	-
子会社等出資	-	-	資本の部合計	-	47,612
繰延税金資産	-	-	負債及び資本の部合計	-	827,760
債務保証見返	2,383	2,285	(純資産の部)		
貸倒引当金	3,452	3,741	出資金	24,647	-
外部出資等損失引当金	-	-	(うち後配出資金)	(9,104)	-
			回転出資金	1,037	-
			資本準備金	-	-
			再評価積立金	5	-
			利益剰余金	15,522	-
			利益準備金	9,912	-
			その他利益剰余金	5,610	-
			特別積立金	1,400	-
			当期末処分剰余金	4,210	-
			(うち当期剰余金)	(2,922)	-
			処分未済持分	-	-
			会員資本合計	41,212	-
			その他有価証券評価差額金	11,208	-
			繰延ヘッジ損益	-	-
			評価・換算差額等合計	11,208	-
			純資産の部合計	52,421	-
資産の部合計	874,120	827,760	負債及び純資産の部合計	874,120	-

(注)「農業協同組合法施行規則」(平成17年農林水産省令第27号)別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」(農林水産省令第41号平成18年4月28日)により改正され、平成18年5月1日から施行されたことに伴い、今年度から従来の「資産の部」の固定資産の内訳が「業務用固定資産」及び「業務外固定資産」から「有形固定資産」及び「無形固定資産」に、「資本の部」が「純資産の部」に改正され、「資産の部」の外部出資の内訳に「子会社等出資」が追加されています。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度	平成17年度	科 目	平成18年度	平成17年度
	自平成18年4月1日 至平成19年3月31日	自平成17年4月1日 至平成18年3月31日		自平成18年4月1日 至平成19年3月31日	自平成17年4月1日 至平成18年3月31日
経 常 収 益	12,484	11,754	役 務 取 引 等 費 用	862	769
資 金 運 用 収 益	10,395	9,125	支 払 為 替 手 数 料	30	28
貸 出 金 利 息	1,848	1,578	そ の 他 の 支 払 手 数 料	827	736
預 け 金 利 息	438	154	そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	5	5
有 価 証 券 利 息 配 当 金	4,825	4,198	そ の 他 事 業 費 用	812	1,285
コ ー ル ロ ー ン 利 息	-	-	支 払 助 成 金	-	-
買 現 先 利 息	-	-	買 入 金 銭 債 権 売 却 損	-	-
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	-	-	国 債 等 債 券 売 却 損	648	1,038
買 入 手 形 利 息	-	-	国 債 等 債 券 償 還 損	141	187
金 利 スワ ッ プ 受 入 利 息	-	0	国 債 等 債 券 償 却	-	59
そ の 他 受 入 利 息	3,283	3,193	金 融 派 生 商 品 費 用	23	-
(うち受取奨励金)	(2,729)	(2,778)	そ の 他 の 事 業 費 用	-	-
(うち受取特別配当金)	(548)	(414)	経 常 費	2,126	2,342
役 務 取 引 等 収 益	1,573	1,607	人 件 費	791	814
受 入 為 替 手 数 料	38	37	物 件 費	1,268	1,449
そ の 他 の 受 入 手 数 料	1,534	1,568	税 金	67	78
そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	0	1	そ の 他 経 常 費 用	42	399
そ の 他 事 業 収 益	375	803	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	0	397
受 取 助 成 金	-	-	貸 出 金 償 却	-	-
買 入 金 銭 債 権 売 却 益	-	-	債 権 売 却 損	-	-
国 債 等 債 券 売 却 益	29	10	株 式 等 売 却 損	29	-
国 債 等 債 券 償 還 益	-	498	株 式 等 償 却	-	-
金 融 派 生 商 品 収 益	-	36	金 銭 の 信 託 運 用 損	10	-
そ の 他 の 事 業 収 益	346	257	そ の 他 の 経 常 費 用	2	1
そ の 他 経 常 収 益	138	218	経 常 利 益	2,790	2,820
株 式 等 売 却 益	29	52	特 別 利 益	162	0
金 銭 の 信 託 運 用 益	65	119	固 定 資 産 処 分 益	149	0
そ の 他 の 経 常 収 益	43	45	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	-	-
経 常 費 用	9,693	8,934	償 却 債 権 取 立 益	-	-
資 金 調 達 費 用	5,849	4,137	そ の 他 の 特 別 利 益	13	-
貯 金 利 息	751	230	特 別 損 失	26	36
譲 渡 性 貯 金 利 息	1	0	固 定 資 産 処 分 損	21	28
借 用 金 利 息	-	-	減 損 損 失	4	7
売 現 先 利 息	-	-	そ の 他 の 特 別 損 失	-	-
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0	0	臨 時 損 失	-	-
金 利 スワ ッ プ 支 払 利 息	-	-	税 引 前 当 期 利 益	2,927	2,783
そ の 他 支 払 利 息	5,096	3,905	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4	10
(うち支払奨励金)	(5,084)	(3,891)	法 人 税 等 調 整 額	-	-
			当 期 剰 余 金	2,922	2,772
			前 期 繰 越 剰 余 金	1,287	1,020
			当 期 未 処 分 剰 余 金	4,210	3,793

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期利益	2,927
減価償却費	150
減損損失	4
貸倒引当金の増加額	289
退職給付引当金の増加額	22
資金運用収益	10,395
資金調達費用	5,849
有価証券関係損益	735
金銭の信託の運用損益	55
外部出資関係損益	13
固定資産処分損益	128
貸出金の純増減	1,901
預け金の純増減	41,000
貯金の純増減	42,098
事業分量配当金の支払額	745
その他	747
利息及び配当金の受取額(資金運用による収入)	10,061
利息の支払額(資金調達による支出)	5,254
小計	2,812
法人税等の支払額	4
事業活動によるキャッシュ・フロー	2,807
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	60,759
有価証券の売却による収入	40,721
有価証券の償還による収入	13,793
金銭の信託の増加による支出	2,031
金銭の信託の減少による収入	0
固定資産の取得による支出	161
固定資産の処分による収入	167
外部出資の増加による支出	34
外部出資の減少による収入	47
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,258
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資の増額による収入	0
出資金の減少による支出	0
出資配当金の支払額	360
回転出資金の受入による収入	744
回転出資金の払出による支出	139
財務活動によるキャッシュ・フロー	244
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-
5 現金及び現金同等物の減少額	5,206
6 現金及び現金同等物の期首残高	11,794
7 現金及び現金同等物の期末残高	6,588

(注)平成17年度については、連結キャッシュフロー計算書のみの作成であったため、記載しておりません。

平成18年度 注記表

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成11年1月22日企業会計審議会）に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
（平成11年1月22日企業会計審議会）に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
なお、当年度末では子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は保有しておりません。
 - ・売買目的の有価証券・・・時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他有価証券
 - 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの……取得原価法（売却原価は移動平均法により算定）なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。
 - 建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は19年～50年です。
 - 動 産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は5年～15年です。
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 引当金の計上方法
 - 貸倒引当金
 - 貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を除く）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てています。要管理債権に相当する債権については、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を一般貸倒引当金として引き当てています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、査定実施部署が資産査定を実施し、査定結果検証部署がその内容を検証しており、その査定結果により上記の引き当てを行っています。
 - 退職給付引当金
 - 退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
 - 役員退任慰労引当金
 - 役員退任慰労引当金については、役員の退任給付に備えるため、当事業年度末における役員の退任の場合の要支給額を基礎として計上しています。
- (9) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。
- (10) 消費税等の会計処理
 - 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。
- (11) 「農業協同組合法施行規則」（平成17年農林水産省令第27号）別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」（農林水産省令第41号平成18年4月28日）により改正され、平成18年5月1日から施行されたことに伴い、当年度から以下のとおり表示を変更しています。
 - 「資本の部」は「純資産の部」とし、会員資本、評価・換算差額等に区分のうえ表示しています。
 - なお、当年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は52,421百万円です。
 - 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しています。
 - 「固定資産」は、「業務用固定資産」及び「業務外固定資産」に区分して表示していましたが、「有形固定資産」及び「無形固定資産」への区分表示へ変更しています。
- (12) その他有価証券に区分される物価連動国債については、「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日）に基づき、取得原価と取得時の想定元金額との差額を定額法に基づき期間按分した金額と期末時点の想定元金額と取得時の想定元金額との差額の合計額を、取得原価に加減算した金額を償却原価とする償却原価法を適用し、時価評価による評価差額（税効果額控除後）を純資産の部に計上しています。

2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は1,416百万円です。
また、有形固定資産の圧縮記帳額は263百万円です。
- (2) リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は329百万円です。
- (3) 為替決済、公金等取扱の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預金35,729百万円、有価証券364百万円及びその

他資産1百万円を差し入れています。

なお、その他資産のうち差入保証金は1百万円です。

- (4) 子会社等に対する金銭債権・債務はありません。
- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権・債務はありません。
- (6) 貸出金のうち、破綻先債権額は76百万円、延滞債権額は3,794百万円です。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金及び債務者の死亡等に伴い廃業した先に対する貸出金です。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (7) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。
 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- (8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,479百万円です。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- (9) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,351百万円です。
 なお、からに掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (10) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は106百万円です。
- (11) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、46,829百万円です。
- (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金12,416百万円が含まれています。

3 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益・費用はありません。
- (2) 債権売却損は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は290百万円です。
- (3) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しています。

主な用途	種類	減損損失
遊休資産	土地	4百万円

業務用資産についてはキャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、遊休資産については各資産毎の単位でグルーピングをしています。

遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額です。正味売却価額は固定資産税評価額に基づき算定しています。

4 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれています。以下 まで同様です。

なお、当年度末では満期保有目的の債券は保有しておりません。

売買目的有価証券

貸借対照表計上額	0百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	0百万円

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	10,829百万円	20,280百万円	9,451百万円	9,506百万円	55百万円
債券	218,674	221,082	2,408	3,237	828
国債	111,456	112,729	1,273	1,290	17
地方債	3,451	3,462	10	28	18
金融債	1,001	1,001	0	0	0
社債	46,719	46,662	57	244	302
外国証券	56,045	57,226	1,181	1,673	491
その他	27,305	31,755	4,449	4,776	326
合計	256,809	273,119	16,309	17,520	1,210

なお、上記評価差額から繰延税金負債5,055百万円を差し引いた額11,253百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

売却額	売却益	売却損
41,278百万円	59百万円	818百万円
- (4) 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりです。
 なお、下記に表示したものは、すべて外部出資勘定の株式です。

内 容	貸借対照表計上額			
その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	20百万円			
(5) その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりです。	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	27,133百万円	49,513百万円	111,039百万円	32,385百万円
国 債	-	5,011	94,732	12,985
地 方 債	-	-	3,462	-
金 融 債	1,001	-	-	-
社 債	22,926	15,316	2,775	5,339
外国証券	3,205	29,184	10,069	14,060
そ の 他	268	15,449	2,864	2,527
合 計	27,402	64,963	113,904	34,913
(6) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。				
運用目的の金銭の信託				
貸借対照表計上額	4,046百万円			
当期の損益に含まれた評価差額	45			
その他の金銭の信託				
取得原価	4,050			
貸借対照表計上額	3,985			
評価差額	64			
うち益	8			
うち損	73			
なお、上記の評価差額に繰延税金資産20百万円を加えた額	44百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。			

5 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、簡便法により行っています。

また、役員の退任慰労引当金も役員退任慰労引当金規程に基づき、当年度未要支給額を退職給付引当金に含めて計上しています。

退職給付債務の額、退職給付引当金の額及びその他の退職給付債務に関する事項

退職給付債務の額	1,025百万円
退職給付引当金の額	1,025
退職給付費用の額	53

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、7百万円となっています。

また、存続組合より示され平成19年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、183百万円となっています。

6 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

	当年度
繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	951百万円
退職給付引当金超過額	243
有価証券償却超過額	2,537
減価償却超過額	48
未払費用否認額	129
その他	1,213
繰延税金資産小計	5,124
評価性引当額	5,124
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	
その他有価証券	5,035
繰延税金負債合計(B)	5,035
繰延税金資産の純額(A) + (B)	5,035

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

当年度、課税所得が生じなかったため、差異原因の項目別内訳の記載を省略しています。

7 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

平成17年度 脚注

(貸借対照表)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
2. 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、下記3の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
3. 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成11年1月22日企業会計審議会)に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・売買目的の有価証券.....時価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・満期保有目的の債券.....定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・子会社・子法人等株式.....取得原価法(売却原価は移動平均法により算定)及び関連法人等株式
 - ・その他有価証券
 - 時価のあるもの.....決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの.....取得原価法(売却原価は移動平均法により算定)なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
4. 固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しています。

建	物	定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しています。なお、主な耐用年数は19年~50年です。
動	産	定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は5年~15年です。
ソフトウェア		自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。
5. 固定資産の減価償却累計額は1,557百万円です。なお、ソフトウェアに係る減価償却累計額333百万円は含まれておりません。また、固定資産の圧縮記帳額は263百万円です。
6. 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
7. 引当金の計上方法
 - (1) 貸倒引当金の計上方法
貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権及び要注意先債権(要管理先債権を除く。)に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てています。要管理先債権に相当する債権については、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を一般貸倒引当金として引き当てています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、査定実施部署が資産査定を実施し、査定結果検証部署がその内容を検証しており、その査定結果により上記の引き当てを行っています。
 - (2) 退職給付引当金
退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
 - (3) 役員退任慰勞引当金
役員退任慰勞引当金については、役員の退任給付に備えるため、当事業年度末における役員の退任の場合の要支給額を基礎として計上しています。
8. デリバティブ取引の評価は時価法により行っています。
9. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。
10. 貸出金のうち、破綻先債権額は481百万円、延滞債権額は3,753百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金及び債務者の死亡等に伴い廃業した先に対する貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
11. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及

び延滞債権に該当しないものです。

12. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,422百万円です。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
13. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,658百万円です。
 なお、10から13に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
14. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。
15. リース契約により使用する重要な固定資産は、貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は464百万円です。
16. 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権・債務はありません。
17. 為替決済、公金等取扱の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預金35,729百万円、有価証券378百万円及びその他資産1百万円を提供しています。
 なお、その他資産の1百万円は、差入保証金です。
18. 農業協同組合法施行規則第167条第2号に規定する時価を付したことにより増加した純資産の額は、8,696百万円です。

19. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資勘定」中の子会社関連会社等の株式が含まれています。以下22まで同様です。

なお、当年度末では満期保有目的の債券は保有しておりません。

売買目的有価証券

	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
貸借対照表計上額		0百万円			
当年度の損益に含まれた評価差額		0百万円			
その他有価証券で時価のあるもの					
株式	10,335百万円	18,909百万円	8,573百万円	8,591百万円	17百万円
債券	220,270	219,450	820	1,627	2,447
国債	111,331	110,240	1,091	35	1,127
地方債	1,456	1,413	42	-	42
金融債	1,007	1,008	0	0	-
社債	50,677	50,854	177	525	347
外国証券	55,796	55,933	136	1,067	930
その他	23,655	28,710	5,054	5,188	134
合計	254,262	267,070	12,808	15,408	2,600

なお、上記評価差額から繰延税金負債3,970百万円を差し引いた額8,837百万円が、「株式等評価差額金」に含まれています。

20. 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
21. 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。
- | 売却額 | 売却益 | 売却損 |
|-----------|--------|----------|
| 60,436百万円 | 286百万円 | 1,038百万円 |
22. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりです。
 なお、下記に表示したものは、すべて外部出資勘定の株式です。

内 容	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社及び子法人等株式	42百万円
関連法人等株式	-
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	12

23. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりです。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	6,590百万円	85,271百万円	99,130百万円	28,458百万円
国債	-	11,928	84,960	13,352
地方債	-	-	1,413	-
金融債	-	1,008	-	-
社債	6,590	38,066	1,779	4,417
外国証券	0	34,268	10,976	10,688
その他	724	12,430	3,595	11,959
合計	7,315	97,702	102,725	40,417

24. 当年度においては、その他有価証券で時価のない債券について59百万円減損処理を行っています。なお、通常の減損処理は、有価証券等の時価が取得原価又は償却原価に比べて30%以上下落した場合、もしくは下落率は30%未満であるが、当該有価証券の発行会社の信用状況に重大な懸念が生じている場合を著しい下落とし、価格の回復可能性があると認められる場合を除き行っています。

25. 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

運用目的の金銭の信託	
貸借対照表計上額	3,998百万円
当期の損益に含まれた評価差額	29
その他の金銭の信託	
取得原価	2,050
貸借対照表計上額	2,027
評価差額	22
うち益	0
うち損	22

なお、上記の評価差額に繰延税金資産6百万円を加えた額 15百万円が、「株式等評価差額金」に含まれています。

26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

	前年度	当年度
繰延税金資産		
貸倒引当金超過額	1,134百万円	984百万円
退職給付引当金超過額	182	225
有価証券償却超過額	2,668	2,537
減価償却超過額	161	56
未払費用否認額	103	101
その他	2,222	1,984
繰延税金資産小計	6,472	5,891
評価性引当額	6,472	5,891
繰延税金資産合計	0	0
繰延税金負債		
その他有価証券	1,470	3,963
繰延税金資産の純額	- 1,470	3,963

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

前年度、当年度ともに課税所得が生じなかったため、差異原因の項目別内訳の記載を省略しています。

27. 退職給付に係る事項

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行っています。

また、役員の退任慰労引当金も役員退任慰労引当金規程に基づき、当年度末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しています。

(2) 退職給付債務の額、退職給付引当金の額及びその他の退職給付債務に関する事項

退職給付債務の額	1,003百万円
退職給付引当金の額	1,003
退職給付費用の額	49

28. 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金12,416百万円が含まれています。

29. 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき存続組合から将来見込額と示された特例業務負担金額は185百万円です。

30. 固定資産の減損にかかる会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日)及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日))が、平成17年4月1日以降開始する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当年度から同会計基準及び同適用指針を適用しています。これにより税引前当期利益は7百万円減少しています。

なお、当会においては、減損損失累計額について各資産の金額から直接控除しています。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、47,969百万円です。

32. 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は96百万円です。

(損益計算書)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

2. 債権売却損は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は1,102百万円です。

3. 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しています。

主な用途	種 類	減損損失
遊休資産	土 地	7百万円

業務用資産についてはキャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、遊休資産については各資産毎の単位でグルーピングをしています。

遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額です。正味売却価額は固定資産税評価額に基づき算定しています。

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度	平成17年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	4,210	3,793
剰 余 金 処 分 額	2,930	2,505
利 益 準 備 金	600	600
任 意 積 立 金	1,600	800
(特 別 積 立 金)	(1,600)	(800)
出 資 配 当 金	360	360
(普通出資に対する配当金 (配当率))	(233 (1.50%))	(233 (1.50%))
(後配出資に対する配当金 (配当率))	(127 (1.40%))	(127 (1.40%))
事 業 分 量 配 当 金	370	745
次 期 繰 越 剰 余 金	1,279	1,287

(注) 事業分量配当金の配当基準、配当率は次のとおりです。

	平成18年度	平成17年度
(1) 配当基準	1ヵ年以上の定期貯金(中長期貯金を除く)のネット平残	同左
(2) 配当率	0.05%	0.10%

財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

私は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関する全ての重要な点において、関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認いたしました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が、内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成19年6月30日

山口県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 山本伸雄



経営諸指標

(最近5事業年度の主要な経営指標)

(単位:百万円)

項目	平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成15年度	平成14年度
経常収益	12,484	11,754	11,165	12,449	14,976
経常利益	2,790	2,820	1,721	1,713	529
当期剰余金	2,922	2,772	1,883	1,024	40
出資金	24,647	24,647	24,647	24,647	24,647
(出資口数)	(2,464,703)	(2,464,703)	(2,464,703)	(2,464,703)	(2,464,703)
純資産額	52,421	47,612	39,970	36,855	33,328
総資産額	874,120	827,760	838,200	813,556	827,728
貯金等残高	810,618	768,520	789,826	764,911	786,363
貸出金残高	107,968	106,067	102,581	108,159	105,420
有価証券残高	272,156	267,070	231,243	258,369	162,500
剰余金配当金額	730	1,105	617	-	-
普通出資配当金額	233	233	233	-	-
後配出資配当金額	127	127	91	-	-
事業分量配当金額	370	745	293	-	-
職員数(人)	104	104	110	115	141
自己資本比率	16.25%	14.40%	13.61%	12.75%	11.21%

(注) 自己資本比率算出基準が改正され、平成18年度から新基準(金融庁・農林水産省告示第2号「農業協同組合法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準」)に基づき算出しています。

(利益総括表)

(単位:百万円、%)

項目	平成18年度	平成17年度	増減
資金運用収支	4,598	5,019	420
役員取引等収支	711	838	126
その他事業収支	436	482	45
事業粗利益	4,873	5,374	501
(事業粗利益率)	(0.59)	(0.64)	(0.05)

(注) 1. 資金運用収支 = 資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用)

2. 役員取引等収支 = 役員取引等収益 - 役員取引等費用

3. その他事業収支 = その他事業収益 - その他事業費用

4. 事業粗利益 = 資金運用収支 + 役員取引等収支 + その他事業収支

5. 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

(資金運用収支の内訳)

(単位：百万円、%)

項 目	平成 18 年 度			平成 17 年 度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	824,508	10,395	1.26	835,653	9,125	1.09
うち 預 け 金	426,109	3,716	0.87	476,821	3,347	0.70
うち 有 価 証 券	268,353	4,825	1.80	232,643	4,198	1.80
うち 貸 出 金	105,181	1,848	1.76	101,516	1,578	1.55
資 金 調 達 勘 定	780,702	5,796	0.74	790,839	4,106	0.52
うち 貯 金	783,616	5,835	0.74	792,033	4,122	0.52
うち 譲 渡 性 貯 金	3,401	1	0.05	3,268	0	0.02
うち 借 入 金	-	-	-	-	-	-
総 資 金 利 ざ や	-	-	0.25	-	-	0.28

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率

資金調達原価率=(資金調達費用+経費-金銭の信託運用見合費用)/(資金調達勘定平均残高-金銭の信託運用見合額)×100

2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3. 資金調達勘定の「うち貯金」の利息には、支払奨励金が含まれています。

4. 資金調達勘定の平均残高及び利息は、金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

(受取・支払利息の増減額)

(単位：百万円)

項 目	平成 18 年 度	平成18年度増減額	平成 17 年 度	平成17年度増減額
受 取 利 息	10,395	1,270	9,125	215
うち 預 け 金	3,716	368	3,347	119
うち 有 価 証 券	4,825	626	4,198	269
うち 貸 出 金	1,848	270	1,578	174
支 払 利 息	5,796	1,690	4,106	299
うち 貯 金	5,835	1,712	4,122	271
うち 譲 渡 性 貯 金	1	0	0	0
うち 借 用 金	-	-	-	-
差 し 引 き	4,598	420	5,019	514

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3. 支払利息の「うち貯金」には、支払奨励金が含まれています。

4. 支払利息は、金銭の信託運用見合費用を控除しています。

(利 益 率)

(単位：%)

項 目	平成 18 年 度	平成 17 年 度	増 減
総 資 産 経 常 利 益 率	0.33	0.33	0.00
純 資 産 経 常 利 益 率	6.87	7.42	0.55
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.35	0.33	0.02
純 資 産 当 期 純 利 益 率	7.20	7.30	0.10

(注) 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

純資産経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100

総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

純資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

(貯貸率・貯証率)

(単位：%)

項 目		平成18年度	平成17年度	増 減
貯 貸 率	期 末	13.32	13.80	0.48
	期 中 平 均	13.42	12.82	0.61
貯 証 率	期 末	33.57	34.75	1.18
	期 中 平 均	34.25	29.37	4.87

- (注) 1. 貯貸率(期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率(期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

貯金に関する指標

(貯金の科目別平均残高)

(単位：百万円、%)

科 目	平成18年度		平成17年度		増 減
流 動 性 貯 金	31,732	(4.03)	36,083	(4.54)	4,350
定 期 性 貯 金	750,553	(95.37)	754,530	(94.87)	3,976
そ の 他 の 貯 金	1,329	(0.17)	1,419	(0.18)	89
計	783,616	(99.57)	792,033	(99.59)	8,416
譲 渡 性 貯 金	3,401	(0.43)	3,268	(0.41)	132
合 計	787,017	(100.00)	795,301	(100.00)	8,284

- (注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金
 2. ()内は構成比です。

(定期貯金の金利条件別残高)

(単位：百万円、%)

種 類	平成18年度		平成17年度		増 減
定 期 貯 金	782,596	(100.00)	732,894	(100.00)	49,702
うち固定金利定期	782,596	(100.00)	732,894	(100.00)	49,702
変動金利定期	-	(-)	-	(-)	-

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. ()内は構成比です。

貸出金等に関する指標

(貸出金の科目別平均残高)

(単位：百万円)

科 目	平成18年度	平成17年度	増 減
手形貸付	1,916	1,862	53
証書貸付	93,774	88,518	5,255
当座貸越	9,415	11,022	1,607
割引手形	75	113	38
合 計	105,181	101,516	3,664

(貸出金の金利条件別残高)

(単位：百万円、%)

種 類	平成18年度		平成17年度		増 減
固定金利貸出	44,974	(41.66)	40,714	(38.39)	4,260
変動金利貸出	62,993	(58.34)	65,352	(61.61)	2,358
合 計	107,968	(100.00)	106,067	(100.00)	1,901

(注) ()内は構成比です。

(貸出金の担保別残高)

(単位：百万円)

種 類	平成18年度	平成17年度	増 減
貯金等	630	161	469
有価証券	1,736	1,413	323
動産	16	24	8
不動産	28,812	30,112	1,299
その他担保物	2,091	2,917	825
小 計	33,288	34,628	1,340
農業信用基金協会保証	1,276	1,346	69
その他保証	5,899	7,379	1,480
小 計	7,175	8,725	1,550
信用	67,504	62,712	4,791
合 計	107,968	106,067	1,901

(貸出金の用途別残高)

(単位：百万円、%)

種 類	平成18年度		平成17年度		増 減
設備資金	31,304	(28.99)	31,658	(29.85)	354
運転資金	76,664	(71.01)	74,408	(70.15)	2,256
合 計	107,968	(100.00)	106,067	(100.00)	1,901

(注) ()内は構成比です。

(貸出金の業種別残高)

(単位：百万円、%)

種 類	平成 18 年度	平成 17 年度	増 減
農 業	16 (0.02)	10 (0.01)	6
林 業	- (-)	- (-)	-
水 産 業	- (-)	- (-)	-
製 造 業	18,122 (16.78)	17,335 (16.34)	787
鉱 業	10 (0.01)	10 (0.01)	-
建 設 業	2,329 (2.16)	2,319 (2.19)	9
電気・ガス・熱供給・水道 業	12 (0.01)	12 (0.01)	-
運 輸 ・ 通 信 業	4,111 (3.81)	5,199 (4.90)	1,087
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	21,997 (20.37)	22,761 (21.46)	764
金 融 ・ 保 険 業	7,592 (7.03)	7,051 (6.65)	541
不 動 産 業	10,123 (9.38)	10,592 (9.99)	468
サ ー ビ ス 業	25,159 (23.30)	22,328 (21.05)	2,830
地 方 公 共 団 体	16,537 (15.32)	17,302 (16.31)	764
そ の 他	107,968 (100.00)	106,067 (100.00)	1,901

(注) ()内は構成比です。

(債務保証の担保別残高)

(単位：百万円)

種 類	平成 18 年度	平成 17 年度	増 減
貯 金 等	-	-	-
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	-	-	-
そ の 他 担 保 物	2,383	2,285	97
小 計	2,383	2,285	97
信 用	-	-	-
合 計	2,383	2,285	97

(リスク管理債権の状況)

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成17年度	増 減
破綻先債権	76	481	405
延滞債権	3,794	3,753	41
3ヵ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	1,479	1,422	56
合 計 A	5,351	5,658	307
担保・保証付債権 B	2,056	2,153	97
個別貸倒引当金 C	2,728	3,007	279
担保等控除後(A - B - C)	565	496	69

「担保等控除後」の565百万円については、一般貸倒引当金等により全額保全されています。

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして、未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権、及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(金融再生法開示債権区分に基づく保全状況)

(単位：百万円)

区 分	債 権 額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,215	179	52	1,984	2,215
危 険 債 権	1,657	867	46	743	1,657
要 管 理 債 権	1,479	660	381	438	1,479
小 計	5,353	1,706	479	3,166	5,353
正 常 債 権	105,314				
合 計	110,667				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、貸借対照表の貸出金及びその他貸出金に準ずる債権、債務保証見返の各勘定について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、民事再生等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいいます。

4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がなく、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権に該当しない債権をいいます。

(貸倒引当金の期末残高及び期中増減額)

(単位：百万円)

区 分	平成 18 年 度					平成 17 年 度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	726	716	-	726	716	1,034	726	-	1,034	726
個別貸倒引当金	3,015	2,735	290	2,725	2,735	3,412	3,015	1,102	2,309	3,015
合 計	3,741	3,452	290	3,451	3,452	4,446	3,741	1,102	3,343	3,741

(貸出金償却の額)

(単位：百万円)

項 目	平成 18 年 度	平成 17 年 度
貸出金償却額	-	-

(注) 個別貸倒引当金と相殺前の金額です。

(元本補てん契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況)

該当する取引はありません。

有価証券に関する指標

(有価証券の科目別平均残高)

(単位：百万円)

科 目	平成18年度	平成17年度	増 減
国 債	119,723	95,041	24,681
地 方 債	3,157	1,457	1,700
短 期 社 債	-	-	-
社 債	51,386	52,203	817
外 国 証 券	56,973	52,407	4,566
株 式	10,718	10,109	608
そ の 他 証 券	26,393	21,423	4,969
合 計	268,353	232,643	35,709

(商品有価証券の科目別平均残高)

該当する取引はありません。

(有価証券の残存期間別残高)

(単位：百万円)

科 目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
平成18年度								
国 債	-	5,000	-	39,946	53,521	12,988	-	111,456
地 方 債	-	-	-	-	3,451	-	-	3,451
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	23,897	10,966	4,197	1,797	994	5,565	301	47,720
外 国 証 券	3,199	17,284	10,721	4,561	5,309	14,264	703	56,045
株 式	-	-	-	-	-	-	10,829	10,829
そ の 他 証 券	162	6,443	7,899	1,494	1,349	1,355	7,644	26,349
平成17年度								
国 債	-	11,987	-	-	85,703	13,641	-	111,332
地 方 債	-	-	-	-	1,456	-	-	1,456
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	6,540	33,322	5,073	1,805	-	4,641	301	51,685
外 国 証 券	0	14,913	18,066	5,886	4,884	11,342	703	55,796
株 式	-	-	-	-	-	-	10,335	10,335
そ の 他 証 券	278	6,124	5,381	3,122	-	1,663	7,085	23,655

(注) 取得価額または償却原価によっています。

(有価証券の時価情報)

(単位：百万円)

保有区分	平 成 18 年 度			平 成 17 年 度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	0	0	0	0	0	0
満期保有目的	-	-	-	-	-	-
そ の 他	255,853	272,156	16,302	254,262	267,070	12,808
合 計	255,853	272,156	16,302	254,262	267,070	12,808

- (注) 1. 「取得価額」は、取得価額または償却原価です。
 2. 「時価」は、期末日における市場価格等によっています。
 3. 売買目的有価証券は、「時価」を貸借対照表価額とし、「評価損益」については当期の損益に計上しています。
 4. 満期保有目的の債券は、「取得価額」を貸借対照表価額として計上しています。
 5. その他有価証券は、「時価」を貸借対照表価額としています。

(金銭の信託の時価情報)

(単位 : 百万円)

保有区分	平成 18 年 度			平成 17 年 度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
運用目的	4,001	4,046	45	3,969	3,998	29
満期保有目的	-	-	-	-	-	-
そ の 他	4,050	3,985	64	2,050	2,027	22
合 計	8,051	8,031	19	6,019	6,026	6

- (注) 1. 「取得価額」は、取得価額または償却原価です。
 2. 「時価」の算定は、次のとおり受託者が合理的に算出した価格によっています。
 (1) 取引所上場有価証券については、主として東京証券取引所における最終価格によっています。
 (2) 店頭株式については、日本証券業協会が公表する売買価格等によっています。
 3. 運用目的の金銭の信託は、「時価」を貸借対照表価額とし、「評価損益」については当期の損益に計上しています。
 4. 満期保有目的の金銭の信託は、「取得価額」を貸借対照表価額として計上しています。
 5. その他の金銭の信託は、「時価」を貸借対照表価額としています。

(取引所金融先物取引等)

該当する取引はありません。

(金融等デリバティブ取引)

(単位 : 百万円)

区 分		平成 18 年 度		平成 17 年 度	
		想定元本	時価評価	想定元本	時価評価
金 利 スワップ	受取固定・支払変動	10,000	126	10,000	262
	受取変動・支払固定	15,000	243	15,000	473
合 計		25,000	116	25,000	211

(有価証券店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重点課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成19年3月末における自己資本比率は16.25%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資のほか、回転出資金、後配出資金により調達しています。

普通出資による資本調達額	155億円	(前年度155億円)
回転出資金による資本調達額	14億円	(前年度 10億円)
後配出資による資本調達額	91億円	(前年度 91億円)

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備え、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、平成19年度からの中期計画において自己資本増強策の検討を掲げています。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(1) 自己資本の構成 (新基準)

(単位: 百万円)

項 目	当 期 末	前 期 末	項 目	当 期 末	前 期 末
出 資 金	24,647	-	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	-	-
うち後配出資金	9,104	-	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	-	-
回 転 出 資 金	1,407	-	期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	-	-
再 評 価 積 立 金	5	-	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	-	-
資 本 準 備 金	-	-	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ/Oストリップス(告示第223条を準用する場合を含む)	-	-
利 益 準 備 金	10,512	-	控 除 項 目 不 算 入 額	-	-
特 別 積 立 金	3,000	-	控除項目計(D)	-	-
次 期 繰 越 剰 余 金	1,279	-	自己資本額(C-D)(E)	41,568	-
処 分 未 済 持 分	-	-	資 産(オン・バランス)項 目	242,110	-
その他有価証券の評価差損	-	-	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 項 目	2,152	-
営 業 権 相 当 額	-	-	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	11,402	-
企業結合により計上される無形固定資産相当額	-	-	リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F)	255,665	-
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	-	-	補 完 的 項 目 不 算 入 額	-	-
基本的項目計(A)	40,851	-	補完的項目計(B)	716	-
土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%相当額	-	-	Tier 1比率(A/F)	15.97%	-
一 般 貸 倒 引 当 金	716	-	自己資本比率(E/F)	16.25%	-
相 互 援 助 積 立 金	-	-			
負債性資本調達手段等	-	-			
負債性資本調達手段	-	-			
期限付劣後債務	-	-			
補完的項目不算入額	-	-			
自己資本総額(A+B)(C)	41,568	-			

(注) 1. 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・備還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出しています。

単体自己資本の構成(旧基準)

(単位: 百万円)

項 目	当 期 末	前 期 末	項 目	当 期 末	前 期 末
(自己資本)			自己資本総額(A+B)(C)	-	39,016
出 資 金	-	25,684	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	-	-
うち後配出資金	-	9,104	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	-	-
再 評 価 積 立 金	-	5	期限付劣後債務及びこれらに準ずるもの	-	-
資 本 準 備 金	-	-	控 除 項 目 不 算 入 額	-	-
利 益 準 備 金	-	9,912	控除項目計(D)	-	-
任 意 積 立 金	-	1,400	自己資本額(C-D)(E)	-	39,016
次 期 繰 越 剰 余 金 (又は次期繰越損失金)	-	1,287	資 産(オン・バランス)項 目	-	268,428
その他有価証券の評価差損	-	-	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 項 目	-	2,362
営 業 権 相 当 額	-	-	リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F)	-	270,791
処 分 未 済 持 分	-	-			
基本的項目(A)	-	38,290			
土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	-	-			
一 般 貸 倒 引 当 金	-	726			
相 互 援 助 積 立 金	-	-			
負債性資本調達手段等	-	-			
負債性資本調達手段	-	-			
期限付劣後債務	-	-			
補完的項目不算入額	-	-	Tier 1比率(A/F)	- %	14.14%
自己資本総額(A+B)(C)	-	726	自己資本比率(E/F)	- %	14.40%

(2) 自己資本の充実度

a 信用リスクに対する所要自己資本の額及びポートフォリオごとの額

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	平成18年度			平成17年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセットの額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセットの額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	113,047	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	28,329	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	2,548	254	10	-	-	-
地方三公社向け	5,804	1	-	-	-	-
金融機関及び証券会社向け	492,361	110,265	4,410	-	-	-
法人等向け	85,762	60,082	2,403	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	302	219	8	-	-	-
抵当権付住宅ローン	8,220	2,864	114	-	-	-
不動産取得等事業向け	8,123	7,036	281	-	-	-
三月以上延滞等	2,289	164	6	-	-	-
信用保証協会等及び株式会社 産業再生機構による保証付	1,614	159	6	-	-	-
出資等	38,737	38,737	1,549	-	-	-
複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド)のうち、個々の 資産の把握が困難な資産	32,656	18,110	724	-	-	-
証券化	6,024	2,088	83	-	-	-
上記以外	36,970	4,276	171	-	-	-
合計	862,792	244,262	9,770	-	-	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関及び証券会社向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
 5. 本開示は、平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数は算定しておりません。

b オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本額	平成18年度		平成17年度	
	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	11,402	456		

- (注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

 2. 本開示は、平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数は算定しておりません。

c 単体自己資本比率の分母の額に4%を乗じた額

(単位：百万円)

所要自己資本額	平成18年度		平成17年度	
	リスク・アセット(分母)合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット(分母)合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	255,665	10,226		

- (注) 本開示は、平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数は算定しておりません。

2.信用リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を整備しています。

与信関連の信用リスクについては、「信用リスク管理要領」を制定し、債務者別の内部格付に基づく与信限度額による管理を行っています。また、新B I S規制における標準的手法のリスク・ウェイトより算出した所要自己資本からリスク量を算出するなど、信用リスクの定量的な管理にも努めています。

市場関連取引に付随する信用リスクについては、「市場関連リスク管理要領」を制定し、信用リスクに関するモニタリングを常時行うとともに、「市場関連取引の与信限度額取扱基準」を設け、取引限度額による管理を行っています。

また、各部・室長で構成するリスク管理委員会を四半期ごとに又は随時開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容及び対応方針を協議しています。

貸倒引当金の計上基準

当会における貸倒引当金は、「資産の償却・引当細則」に基づき計上しています。

自己査定結果に基づく債務者区分に応じ、債務者区分毎あるいは個別債務者毎に算出した予想損失額を貸倒引当金として、その全額を計上しています。

正常先及びその他の要注先先の債権については貸倒実績率（貸倒実績率が税法基準0.348%を下回る場合は税法基準）により算出した予想損失額を、一般貸倒引当金として計上しています。

要管理先の債権については、個別債務者毎の保全不足額からキャッシュ・フローによる回収可能額を控除した残額を、一般貸倒引当金として計上しています。

破綻懸念先の債権については、個別債務者毎の分類額からキャッシュ・フローによる回収可能額を控除した残額を、個別貸倒引当金として計上しています。

実質破綻先及び破綻先の債権については、分類及び分類の全額を、個別貸倒引当金として計上しています。

標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額を告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又は
 カントリー・リスク・スコア

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳 (単位：百万円)

	平成18年度				平成17年度			
	信用リスクに関する エクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	信用リスクに関する エクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
信用リスク期末残高計	856,767	113,109	214,863	-	-	-	-	-
信用リスク平均残高計	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
 3. 「店頭デリバティブ」とは、株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
 4. 本開示は平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成18年度期中平均残高及び平成17年度の計数を算定しておりません。

(2) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

a 地域別 (単位：百万円)

	平成18年度				平成17年度			
	信用リスクに関する エクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	信用リスクに関する エクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
国 内	804,479	113,109	162,575	-	-	-	-	-
国 外	52,288	-	52,288	-	-	-	-	-
合 計	856,767	113,109	214,863	-	-	-	-	-

- (注) 1. エクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
 3. 「店頭デリバティブ」とは、株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
 4. 本開示は平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

b 業種別

(単位：百万円)

		平成18年度				平成17年度			
		信用リスクに関する				信用リスクに関する			
		エクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	エクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ
法人	農業	2,036	2,036	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	3	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	45,572	18,571	20,419	-	-	-	-	-
	鉱業	1	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	17,917	14,011	3,408	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	686	12	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	7,790	2,103	4,735	-	-	-	-	-
	金融・保険業	536,271	23,130	29,092	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	23,244	16,266	5,894	-	-	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	141,377	24,871	116,320	-	-	-	-	-
	その他	34,992	-	34,992	-	-	-	-	-
	個人	12,104	12,104	-	-	-	-	-	-
	その他	34,768	-	-	-	-	-	-	-
合計	856,767	113,109	214,863	-	-	-	-	-	

- (注) 1. エクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さい金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
5. 本開示は平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

c 残存期間別

(単位：百万円)

	平成18年度				平成17年度			
	信用リスクに関する				信用リスクに関する			
	エクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	エクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ
1年以下	482,873	12,884	27,215	-	-	-	-	-
1年超3年以下	55,810	16,219	31,566	-	-	-	-	-
3年超5年以下	31,528	17,428	14,100	-	-	-	-	-
5年超7年以下	60,510	14,430	46,079	-	-	-	-	-
7年超10年以下	85,380	22,852	62,528	-	-	-	-	-
10年超	56,988	24,620	32,367	-	-	-	-	-
期限の定めのないもの	83,675	4,674	1,005	-	-	-	-	-
合計	856,767	113,109	214,863	-	-	-	-	-

- (注) 1. エクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さい金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
4. 本開示は平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

(3) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

a 地域別

(単位：百万円)

		平成18年度	平成17年度
国	内	2,289	-
国	外	-	-
合計		2,289	-

- (注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのほか、「金融機関及び証券会社向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーを含んでいます。
2. 本開示は平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

b 業種別

(単位：百万円)

		平成18年度	平成17年度
法人	農業	-	-
	林業	-	-
	水産業	-	-
	製造業	-	-
	鉱業	-	-
	建設・不動産業	1,843	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-
	運輸・通信業	56	-
	金融・保険業	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	70	-
	その他	-	-
	個人	318	-
	合計	2,289	-

(注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのほか、「金融機関及び証券会社向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーを含んでいます。
2. 本開示は平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

(4) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 種類別

(単位：百万円)

	平成18年度					平成17年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	726	716	-	726	716	1,034	726	-	1,034	726
個別貸倒引当金	3,015	2,735	290	2,725	2,735	3,412	3,015	1,102	2,309	3,015

b 地域別

(単位：百万円)

	平成18年度					平成17年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
国内	3,741	3,452	290	3,451	3,452	4,446	3,741	1,102	3,343	3,741
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	3,741	3,452	290	3,451	3,452	4,446	3,741	1,102	3,343	3,741

c 業種別

(単位：百万円)

	平成18年度					平成17年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
			目的使用	その他				目的使用	その他		
法人	農業	-	7	-	-	7	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	414	-	-	414	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	2,406	-	-	2,406	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	0	-	-	0	-	-	-	-	-
	業	-	38	-	-	38	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	72	-	-	72	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	249	-	-	249	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	263	-	-	263	-	-	-	-	-
	個人	-	3,452	-	-	3,452	-	-	-	-	-

(注) 本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成18年度の「期首残高」及び「期中減少額」、平成17年度の計数を算定しておりません。

(5) 業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

		平成18年度	平成17年度
法人	農 業	-	-
	林 業	-	-
	水産業	-	-
	製造業	-	-
	鉱 業	-	-
	建設・不動産業	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-
	運輸・通信業	-	-
	金融・保険業	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-
	その他	-	-
	個 人	-	-
	合 計	-	-

(6) リスク・ウェイト区分ごとの信用リスク削減効果勘案後の残高等

(単位：百万円)

		平成18年度			平成17年度		
		格付有り	格付無し	計	格付有り	格付無し	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	0%	-	185,271	185,271	-	-	-
	10%	-	4,148	4,148	-	-	-
	20%	7,207	489,120	496,328	-	-	-
	35%	-	8,184	8,184	-	-	-
	50%	36,776	3,651	40,427	-	-	-
	75%	-	276	276	-	-	-
	100%	8,667	110,714	119,381	-	-	-
	150%	-	1,036	1,036	-	-	-
	その他	-	1,711	1,711	-	-	-
自 己 資 本 控 除		-	-	-	-	-	-
合 計		52,651	804,116	856,767	-	-	-

(注) 本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

3.信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付がA - 又はA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、自会貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、貸出金と自会貯金の相殺後の額が監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

標準的手法において信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	平成18年度			平成17年度		
	適格金融資産担保	保 証	クレジットデリバティブ	適格金融資産担保	保 証	クレジットデリバティブ
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	5,798	-	-	-	-
金融機関及び証券会社向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	868	550	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	2	23	-	-	-	-
抵当権付住宅ローン	33	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	454	19	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証 券 化	-	-	-	-	-	-
そ の 他	49	4,049	-	-	-	-
合 計	1,406	10,441	-	-	-	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関及び証券会社向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「その他」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
 6. 本開示は平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引については、「リスク管理の基本方針」に基づく単年度リスク管理方針において、金融先物取引等の限度額基準を定め、商品毎の取引限度額による管理を行っています。また、1取引における運用限度額とロス・カットの基準を設けることで、リスクのコントロールを図っています。

長期決済取引については該当がありません。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の状況

	平成18年度	平成17年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

平成18年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	そ の 他	
(1)外国為替関連取引	-	1,711	-	-	-	1,711
(2)金利関連取引	126	154	-	-	-	154
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	33	-	-	-	33
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	126	1,899	-	-	-	1,899
長期決済期間取引						
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果()		-				-
合 計	126	1,899	-	-	-	1,899

平成17年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	そ の 他	
(1)外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
(2)金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	-	-	-	-	-	-
長期決済期間取引						
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果()		-				-
合 計	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引を時価評価することにより算出する再構築コスト(同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構築する場合に必要なコスト)に当該取引の想定元本(取引にかかる利息等を計算するための名目の元本)に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことで、

2. 「クレジット・デリバティブ」とは、信用リスクをヘッジ(回避・低減)するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。

3. 本開示は、平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数を算出しておりません。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当する取引はありません。

5.証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

当会では、投資有価証券等のひとつとして「証券化商品」を取得しており、一般の債券と同様「市場関連リスク要領」に基づき、金利リスク、市場関連取引に付随する信用リスクの管理を行っています。

証券化取引において「投資家」以外の役割となる取引は行っておりません。

信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーに係るリスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、「其他有価証券」及び「其他買入金銭債権」として会計処理を行っています。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

(1) 当社がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当社が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

a 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成18年度	平成17年度
クレジットカード与信	-	-
住宅ローン	-	-
自動車ローン	-	-
その他	6,024	-
合計	6,024	-

(注)本開示は、平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数を算出しておりません。

b リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成18年度		平成17年度	
	残高	所要自己資本額	残高	所要自己資本額
リスク・ウェイト20%	3,079	24	-	-
リスク・ウェイト50%	2,945	58	-	-
リスク・ウェイト100%	-	-	-	-
リスク・ウェイト350%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-

(注)1. 「その他」には、自己資本比率告示第225条第6項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるもの、及び自己資本比率告示附則第13条の経過措置により適用される上記区分以外のリスク・ウェイトとなるものが該当します。

2. 本開示は、平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数を算出しておりません。

c 自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

該当する取引はありません。

d 経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当する取引はありません。

6 .オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では、オペレーショナル・リスクを「事務リスク」、「法務リスク」、「システムリスク」等に分けて捉え、「オペレーショナル・リスク管理要領」に基づき管理しています。

事務リスクについては、当会役職員の不正確な事務処理、あるいは事故・不正等の発生を未然に防止するため、コンプライアンス・マニュアル、内部管理事務手続等の整備・徹底と、部署間で相互牽制が働く体制を整備することで適切なリスク管理を目指しています。また、「業務確認手続」を定め、各部署毎に日々業務確認を行うことにより、業務におけるリスクの所在を認識し、リスクの軽減に努めています。

法務リスクについては、新しい金融商品の取扱いや各種契約書の作成にあたって、顧問弁護士等によるリーガル・チェックを実施する等法務リスクの未然防止に努めています。

システムリスクについては、当会の情報資産（情報及び情報システム）を適切に保護するための基本方針である「セキュリティポリシー」、安全対策基準である「セキュリティスタンダード」等を遵守することでシステムリスクの未然防止を図っています。また、不測の事態に備えた「コンティンジェンシープラン（危機管理計画）」の策定と定期的な訓練により、万一のリスクにも備えています。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等又は株式等」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、出資等又は株式等エクスポージャーに関して、以下のとおり管理しています。

有価証券勘定の株式については、市場関連リスクのひとつとして、「市場関連リスク管理要領」に基づき管理しています。格付に応じた与信限度額管理や株式全体での取得限度枠管理のほか、同業種への集中排除、信用リスクのモニタリング、VaRによるリスクの計量化等のリスク管理を行っています。

外部出資勘定の株式・出資については、信用リスクのモニタリングにより業況・財務内容の把握に努めています。

(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	平成18年度		平成17年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	20,280	20,280	18,909	18,909
非上場	24,350	24,350	24,350	24,350
合計	44,631	44,631	43,259	43,259

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

	平成18年度			平成17年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上場	29	29	-	0	-	-
非上場	13	-	-	-	-	-
合計	42	29	-	0	-	-

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (その他有価証券の評価損益等) (単位：百万円)

	平成18年度		平成17年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	9,506	55	8,591	17
非上場	-	-	-	-
合計	9,506	55	8,591	17

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等) (単位：百万円)

	平成18年度		平成17年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	-	-	-	-
非上場	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

8 金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により損失を被るリスクのことです。

当会では、「市場関連リスク管理要領」により金利リスクを管理しています。リスク統括部ではVaRを用いて定期的に金利リスクを算出し、その他の市場関連リスク、信用リスク及びオペレーショナル・リスクとの合計額を取得リスクとし、新BIS規制で定める自己資本比率算定上の所要自己資本額を基準として設定した「許容リスク（平成19年度300億円）」との対比を行っています。取得リスクにアラーム・ポイントを設定し、その水準（平成19年度290億円）を超過した場合には、運用担当部署である資金証券部や営業部、ALM担当部署である企画管理部等関係部署と対応策を協議するとともに、リスク管理委員会等へ報告することにより統合的なリスク管理を目指しています。

金利リスクの算定方法の概要

当会では、VaR（バリュー・アット・リスク）により金利リスクを算出しています。

VaRとは、一定の保有期間、一定の信頼区間のもとで被る可能性のある最大損失額のことです。当会では、保有期間1ヶ月、信頼区間99%（変動幅2.33標準偏差）のVaRを分散・共分散法により算出しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量} ()$$

金利リスクに関して当会が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減

（単位：百万円）

	平成18年度	平成17年度
当会が内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	3,450	-

（注）1．金利リスクは、保有期間1ヶ月、信頼区間99%（変動幅2.33標準偏差）のVaRを算出し、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定しています。

2．本開示は平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。